

文化遺産国際協力コンソーシアム第33回研究会



JCIIC-Heritage



文化庁

文化遺産保護の 国際動向 報告書

第1部 国際社会と国際機関の動向

第2部 日本の協力事例から

文化遺産国際協力コンソーシアム第33回研究会

文化遺産保護の 国際動向

報告書

文化遺産国際協力コンソーシアム

例言

本報告書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2023年11月12日に開催した第33回研究会「文化遺産保護の国際動向」の内容を取録したものである。原稿は録音音声をもとに書き起こされたものを、報告書の体裁を整えるために編集者が加筆・修正を加えた。各報告で使用した写真のうち、出典の記載のないものはすべて発表者の提供による。

目次

開会挨拶・趣旨説明	5
岡田 保良（文化遺産国際協力コンソーシアム副会長）	
第1部 国際社会と国際機関の動向	
世界遺産条約をめぐる昨今の状況	6
鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室 文化財調査官）	
無形文化遺産保護条約の運用をめぐる現状	14
岩崎 まさみ（北海学園大学開発研究所 特別研究員）	
ICCROMの最近の取り組みとプロジェクト	22
井川 博文（文化庁文化資源活用課整備活用部門 文化財調査官/前 ICCROM プロジェクトマネージャー）	
第2部 日本の協力事例から	
文化遺産保護に関するACCUの協力事業	
国際会議「アジア太平洋地域における文化財防災の現状と課題」を中心に	32
森本 晋（公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所 所長）	
古都ホイアンにおける日本の文化遺産国際協力 ―日本橋の保存修復を中心に―	
30年間の協力を振り返って	40
友田 博通（昭和女子大学国際文化研究所 特任教授）	
古都ホイアンにおける日本の文化遺産国際協力 ―日本橋の保存修復を中心に―	
ホイアン日本橋の保存修復における技術協力と人材育成	46
稲垣 智也（文化庁文化資源活用課修理企画部門 文化財調査官）	
パネルディスカッション	54
モデレーター：關 雄二（文化遺産国際協力コンソーシアム副会長）	
パネリスト：鈴木 地平、岩崎 まさみ、井川 博文、森本 晋、友田 博通、稲垣 智也	
閉会挨拶	64
友田 正彦（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長）	

開会挨拶・趣旨説明

皆さん、こんにちは。本日は、この文化遺産国際協力コンソーシアムの久ぶりの会場での研究会にご参集いただき、誠にありがとうございます。私は、先ほど紹介していただきましたコンソーシアムで副会長を務めている岡田と申します。本日の研究会は、テーマを『文化遺産保護の国際動向』と致しました。本テーマは、これまでもこのコンソーシアムの研究会では定期的に取り扱ってきた重要なものです。ただコロナのことがありましたので、前回同じテーマを取り上げたのは4年前の2019年のことだったと思います。今日、世界各地では非常に厳しい状況が展開していますが、本日この機会に文化遺産を巡る最新の情報を皆さまと共有できれば嬉しく思います。

さて、本日の研究会は2部構成とパネルディスカッションという形を採っています。第1部は「国際社会と国際機関の動向」という観点からで、一つ目は世界遺産、二つ目は無形文化遺産、三つ目はICCROMの動向です。それぞれについて専門とする方々から報告を伺います。最初に登壇していただくのは文化庁の鈴木地平調査官です。去る9月にサウジアラビアのリヤドで開催された世界遺産委員会の内容を中心に、国内外の世界遺産に関わるホットな話題を伺うことができると思います。次は、4年前の研究会でもご登壇いただいた岩崎まさみ先生に報告していただきます。近年、無形文化遺産保護条約を巡る議論がどのように交わされてきたのか、条約運用の見直しを中心とする現状の報告をしていただけると伺っています。3番目は、先月までローマのICCROM、文化財保存修復国際センターに文化庁から派遣され、プロジェクトマネージャーとして活躍された井川博文様からICCROMの最新情報を報告していただきます。

第2部では、「日本の協力事例から」と題して、日本が長年にわたって行ってきた文化遺産国際協力の実際のグッドプラクティスを紹介します。前半ではACCU、ユネスコアジア文化センターの奈良事務所所長の森本晋様に登壇していただき、研修事業として毎年開催されている国際会議の報告をいただくことになっています。この3か年はアジア太平洋地域における文化財防災というテーマで活動されておりまして、本年は1923年の関東大震災から100年の節目に当たる

年でもあり、注目されるテーマではないかと思えます。第2部の後半では、世界遺産の一覧表にも登録されているベトナムの古都ホイアンについて、そのシンボルでもある日本橋の保存修復事業に係るわが国の協力の実際について、お二人から続けて報告していただきます。まず昭和女子大学の友田博通先生です。先生は実に30年の長きにわたってベトナムとの協力事業を進めていますが、その30年間を振り返っての報告です。そしてそれを受けた形になりますが、文化庁の調査官である稲垣智也様には、今まさに進行中のホイアン日本橋の保存修復事業の技術協力と人材育成という観点から説明していただきます。日本の国際協力の進展を図るコンソーシアムとしても学ぶところの多い事例だと考えています。

本日最後のセッションとして、登壇者に再登場いただきパネルディスカッションを行います。コンソーシアム副会長の關雄二先生に取りまとめをお願いしています。質疑応答はパネルディスカッションの中で行う予定です。お手元のパンフレットの中に質問票が用意されています。それに記入していただく形で質問やご意見をお寄せいただきたいと思います。

このように、皆さまのご参加によって、本日のこのコンソーシアム研究会が国際的な文化遺産保護の潮流、またその中で日本の役割について考える場になることを切に期待しております。それでは、長時間にわたる本日の研究会ですが、皆さま、どうぞよろしく申し上げます。有難うございました。



岡田 保良 (おかだ やすよし)
文化遺産国際協力コンソーシアム副会長

世界遺産条約をめぐる 昨今の状況

鈴木 地平 (すずき ちへい)

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室 文化財調査官



1980年生まれ、滋賀県大津市出身。専門は歴史地理学、地域政策学。京都大学文学部、同大学院文学研究科(地理学)を経て、2005年より文化庁技官(文化的景観)。2013年高崎経済大学大学院地域政策研究科修了、博士(地域政策学)。2015年より現職。約10年間全国の文化的景観の保存・活用に従事したあと、現在は世界遺産担当として佐渡島の金山の推薦や北海道・北東北の縄文遺跡群の保全などに携わる。主な著作に、『Routledge Handbook of Sustainable Heritage』、『世界遺産の日本史』、『景観史と歴史地理学』(いずれも分担執筆)など。

皆さん、こんにちは。文化庁で世界遺産担当の文化財調査官をしている鈴木地平です。よろしくお願いいたします(図1)。世界遺産条約を巡る昨今の状況ということで、本日は三つのお話をご用意しました。一つ目はここ5年ほどの世界遺産委員会の動向と題しましたが、プレゼンテーションを作っていると、10年よりももう少し長いタイムスパンになってしまいました。世界遺産委員会の話をしながら、特に大きな話題の一つである記憶の場(Sites of Memory)の話をしたいと思います。二つ目は審査プロセスの透明化です。そして三つ目はよく言われる世界遺産委員会の政治化(?)ということ。このように三つの話をしたいと思っています(図2)。

一つ目は最近の世界遺産委員会の動向です(図3)。ここ5回くらいの開催地をまとめてみますと、本年はサウジアラビアのリヤドでの開催でしたが、近頃中東での開催が続いています(図4)。2018年にバーレーンのマナーマで開かれ、本年はサウジアラビアでした。アゼルバイジャンのバクーは中東なのかという問題はありますが、2019年はアゼルバイジャンでの開催でした。2016年はトルコのイスタンブール

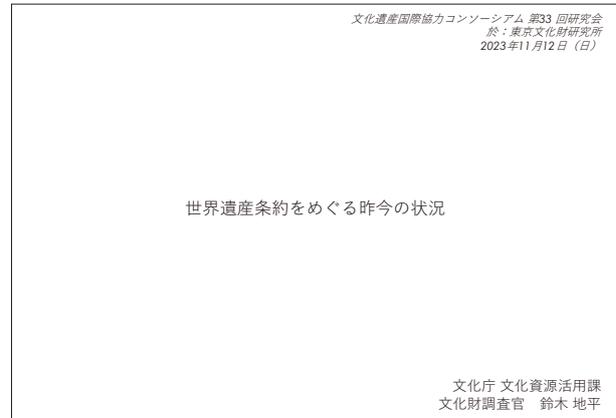


図 1

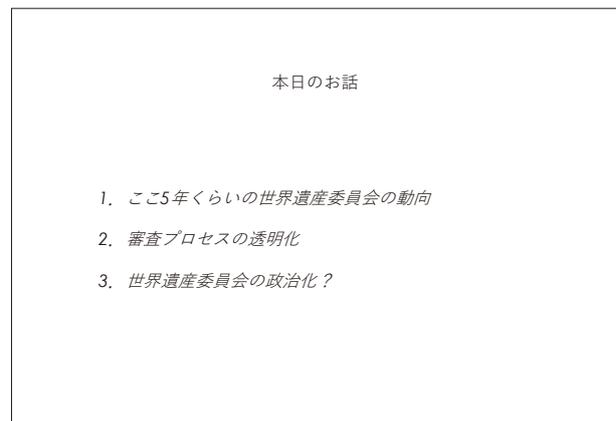


図 2

ル、2014年はカタールのドーハと、あの辺りでの開催が続いています。これにはいろいろな理由があると思います。マナーマのときだったかもしれませんが、当時のユネスコ世界遺産センター長メヒティルト・レスラー氏が言っていたのは警備費にお金がかかるようになっていくということです（図5）。1回の開催で億単位のお金がかかっている、そのように聞くと中東や中国、また側聞したところでは来年インドが手を挙げているとかいう話がありますが、勢いのある国が多いように思います。参加者数も同様に増えていま

本日のお話

1. ここ5年くらいの世界遺産委員会の動向
2. 審査プロセスの透明化
3. 世界遺産委員会の政治化？

図3

○ 中東での開催が続いている

- 第45回 (2023) リヤド (サウジアラビア)
- 第44回 (2021) 福州 (中国/オンライン)
- 第43回 (2019) バクー (アゼルバイジャン)
- 第42回 (2018) マナーマ (バーレーン)
- 第41回 (2017) クラクフ (ポーランド)

図4

○ 中東での開催が続いている

- 第45回 (2023) リヤド (サウジアラビア)
- 第44回 (2021) 福州 (中国/オンライン)
- 第43回 (2019) バクー (アゼルバイジャン)
- 第42回 (2018) マナーマ (バーレーン)
- 第41回 (2017) クラクフ (ポーランド)

図5

す。主催者であるユネスコの発表によると、本年のリヤドの会合では1350人が参加したことが最終日に報告されました。過去においては約3000人の登録があり、約2000人が出席したといわれています。96年の京都開催では500人前後だったと聞いているので、今は1000人や2000人単位で参加者数が増えていて、自然と開催費も膨らむわけです（図6）。中東での開催が増えていると言いましたが、皆さんがご存じのとおり世界遺産条約には195の締約国があり、選挙で選ばれる21か国の委員国が多くのことを決定する権利を持っています。2014年、当時日本のユネスコ代表部の大使でのちに文化庁長官も務めた、近藤誠一氏の議長の下、この選挙制度を決めました。21か国については地域割りを決めました。アフリカ4議席、アラブ地域2議席です。アフリカは締約国数51なので、議席数はこのくらいになります。またここに割り当てられない、地域を越えたオープン議席が5議席あり、アラブ諸国のいくつかが委員国になって発言権が増しているのかなといったところです（図7）。

コロナの影響もあって、世界遺産委員会は2回ほど中止されています。今回のリヤドの会議は実に4年ぶ

○ 中東での開催が続いている ←開催費の高騰？（警備費/参加者数増加）

- 第45回 (2023) リヤド (サウジアラビア)
- 第44回 (2021) 福州 (中国/オンライン)
- 第43回 (2019) バクー (アゼルバイジャン)
- 第42回 (2018) マナーマ (バーレーン)
- 第41回 (2017) クラクフ (ポーランド)

図6

○ 委員国の「地域指定席制」（2014年より）

西欧・北米	2	
東欧	2	
中南米	2.5	
アジア大洋州	3.5	
アフリカ	4	
アラブ	2	
オープン	5	計21か国

図7

りの対面会議でした。年表を見ると分かりますが、手続き上、世界遺産委員会の会合は年に1度の開催になっています。ただ、2020年はコロナの影響で中止になりましたし、2022年は目下のロシアによるウクライナ侵攻によって中止になりました。このようにここ数年はイレギュラーなことがありました。同じく過去にもイレギュラーなことはあって、例えば2003年に中国の蘇州で予定されていた委員会はSARSの影響、2011年にバーレーンで予定されていた委員会はアラブの春のために中止となりました。これらのとき

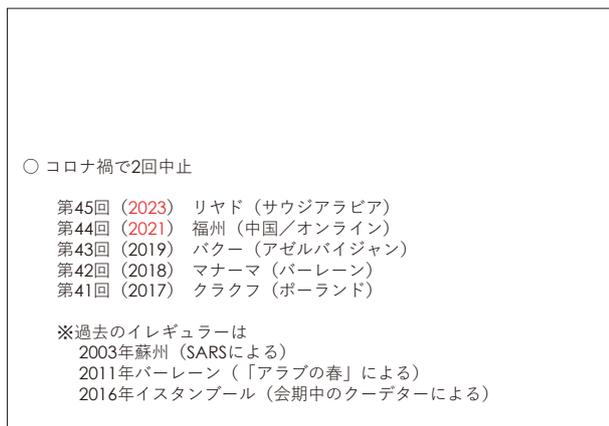


図 8



図 9



図 10

には、いずれもパリのユネスコに会場を移して年に1度の開催はキープしていましたが、2020年と2022年は開催自体もできませんでした (図8)。

本日、皆さまと共有したいのは、記憶の場 (Sites of Memory) として三つのサイトがユネスコ世界遺産に今回選ばれたことです (図9)。一つ目はルワンダのジェノサイド記念碑 (図10)、二つ目がベルギー・フランスの第1次世界大戦の墓地等 (図11)、三つ目がアルゼンチンのESMA博物館と「記憶の場」です (図12)。この三つが新しい「記憶の場」というカテゴリーで世界遺産に登録されたのが、今回のリヤドの大会でした。これにはさまざまな背景があります。先ほど2番目に紹介した第1次世界大戦の墓地等はベルギーとフランスから推薦されて、2018年に世界遺産委員会の場で審議されることになったわけですが、そもそもある特定の記憶に関する場所が世界遺産条約の対象になるかどうかの一つの争点でした。ご存じのとおり、基本的に世界遺産は有形の不動産を対象にしており、例えば建築学的な価値が高い建物、考古学上また歴史学上価値の高い遺跡などがそれに当たりますが、これらはそのようなものとは種類が違いま



図 11



図 12

す。例えば第1次世界大戦の墓地等の場合、そのお墓そのものが建築学上や地理学上で価値があるというわけではありません。第1次世界大戦という、人類初の世界規模の惨禍のメモリアルとなるような資産が世界遺産条約の対象になるか否かについては十分な話し合いができていないので、その結論が出るまではこの第1次世界大戦の登録について審議を据え置く、という判断が2018年になされました。その後、2019年にユネスコでの専門家会議があり、2020年2月にはイコモスから記憶の場をどのように扱うかについての見解が出されました（図13）。その専門家会議とは別に、ユネスコはそれらが世界遺産条約の対象になるのかどうかの調査研究を個別の専門家に発注しています。オーストラリアのオルウェン・ベズレイ氏とカナダのクリスティーナ・キャメロン氏がその調査研究を担当し、2021年1月に研究成果が発表されました。いずれも結論は、世界遺産条約の目的にはそぐわないというものでありました。そもそも記憶に対して優劣をつける、比較分析をするということも実務的に現実的ではありません。また、1979年にアウシュビッツが世界遺産登録された時点で、人類のあらゆる暗い側面や負の形でのひどい状況はアウシュビッツ、この一つで代表している、これ以降はどのようなメモリアルや資産が来たとしても、このアウシュビッツで人類の全ての暗い側面を代表するという話が既に出されています。ですから、もはやこれらは世界遺産条約の対象ではない、という結論を出しました。

それに対して、中国の福州を主会場にオンラインで開催された第44回世界遺産委員会では、ユネスコの「平和のとりで」を築くという精神からすれば、人間の負の側面にも光を当てて、そのような悲劇が二度と繰り返されないように残していく、そこに焦点を当て

ていくのも世界遺産の大事な仕事だということが言われました。特にどこがとは言いませんが、そのことに熱心だったのはアフリカグループです。アフリカ地域では2021年4月に専門家と大臣レベルの会合を持ち、上記のような結論を出しました。第44回世界遺産委員会ではワーキンググループを設置して、この分野についてさらに世界遺産条約として取り扱っていくべきかどうかについて話をすることになりました。日本もビューローの一つとして入っていましたが、合計9回のワーキングが開かれ、記憶の場を世界遺産条約として扱っていくこととし、ただしその場合に備えていなければならない条件を示しました。このような記憶の場は、ある者にとってはメモリアルですが、別の立場の者からすれば消したい記憶という側面もあるので、意見のすれ違いは十分に想定されます。それで実際の推薦の際には、関係国は異議申し立てができるということも決めました。ワーキングではこうしたことを一般原則として決定しました。これを踏まえて、本年の Riyadh 大会を開く前の2023年1月に特別会合が開かれました。そこで記憶の場を対象にするという決議が行われました。それを受けて、今回三つのサイトが登録されました。これが一つ目の話題です。

二つ目の話題です。ここ10年から15年の流れの中でのキーワードとして、審査プロセスの透明化が挙げられます（図14）。1994年に世界遺産リストの均衡性・代表性・信頼性を担保するためのグローバル・ストラテジーが打ち立てられました。その後、いわゆるモニュメンタルなものや記念碑的なもの、あるいは建造物や歴史的な場所、つまり、いわゆる従来の世界遺産で扱ってきたもの以外の分野も人間の文化の多様性を反映するものとして登録していくことが90年代の初めに始まりました。そこからは、幅広い分野のもの

- 2018年、「第一次大戦の墓地等」の審議
→世界遺産条約の対象となるか否か判断するまで据え置き (adjourn)
- 2019年12月の専門家会議、2020年2月のイコモス見解、2021年1月に発表された研究成果のいずれも「条約の目的に合わない」
→第44回世界遺産委員会でWGを設置しさらに検討することを決議
- 2022年6月にWGは「一般原則」を提示
- 2023年1月、第18回世界遺産委員会特別会合において、「記憶の場」の登録を行うことを決議

図 13

本日のお話

1. ここ5年くらいの世界遺産委員会の動向
2. 審査プロセスの透明化
3. 世界遺産委員会の政治化？

図 14

が世界遺産に推薦されるようになりました。そのようになると、審査でも意見が分かれます。有り体に言えば、これは世界遺産としてふさわしくない、もう少し考えることが必要だ、という決議が相次ぎました。それに対して推薦国側は、それは人類にとって価値があると主張します。このように、評価する側と推薦する側の見解の相違が生じるようになりました。その見解の相違を受けて、例えば世界遺産委員会の場で結論を「覆す」というようなことが起こると、評価する側にとっても、推薦する側にとっても、あるいは結果を受ける遺産にとっても、「覆す」ことに係る諸々のやりとりがある種のコストになります。そのようなコストを何とか減らそうとする動きがありました。その一つが、2010年の試行的な導入から始まった、アップストリーム・プロセスです（図15）。

基本的には、世界遺産としての推薦後に、それが文化遺産ならイコモスが審査して勧告を出し、世界遺産に登録するという流れがあります。河にたとえるなら、推薦を河口だとすると、その上流でまだ推薦書の形になっていない卵かヒヨコの状態から推薦側とイコモス側が対話を持つことによって、質の高い推薦書を

作り上げるためにアップストリーム・プロセスが導入されるようになりました。これも審査の透明化の一環と言えるかもしれません。

また従来は、推薦国側からすれば、世界遺産の推薦書を出してから約1年半後にイコモスの勧告という結果が出るまで、イコモスの中でどのような議論をしているのか分かりませんでした。特に評価が悪い場合、どのような問題点が指摘されてそのようなアウトプットになったのかは全くのブラックボックスでした。良い評価になれば何も文句はありませんが、特に推薦側にとって望ましくない結果が出たときに、その評価は誰がどのように下したのかということが問題化します。そのフラストレーションを少しでも軽減することが考えられました。一つには、イコモスが推薦書の審査をしている場に推薦国が参加し、イコモスの審査メンバーと一緒に意見交換をする場が設けられるようになった、それが2015年以降のことです（図16）。それと同時に、イコモスによる審査の進展状況やイコモスが着目して問題意識を持っている点について、追加情報の要求などを含む中間報告（Interim report）を出すようになったのも2015年からです。

また、本年からボランティアとなり、そのうち義務化されていきますが、事前評価制度が導入されるようになりました。推薦書を出す前に、推薦書よりももう少しシンプルな形で事前評価申請を出し、推薦国側とイコモスとの対話の中で、世界遺産としての価値がありそうなのか、現時点ではまだ難しいのか、ということ話し合います。10年から20年かけて延べ数百人の専門家が関わり、数千万円の予算をかけて最終的な推薦書を作る「前」の段階で、イコモス側と意見交換をしながら進めるという制度が始まっています（図17）。このようなことが進んでいますが、常に指摘

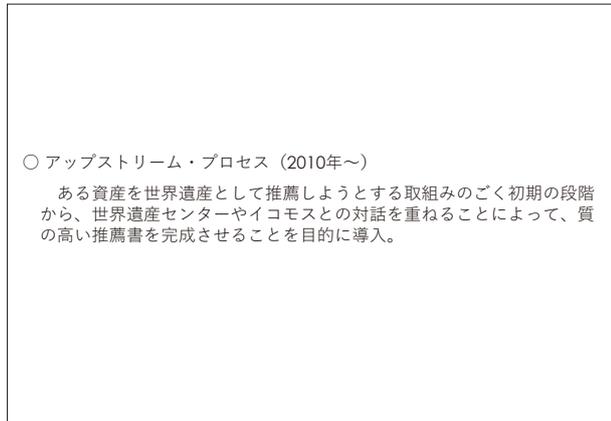


図 15

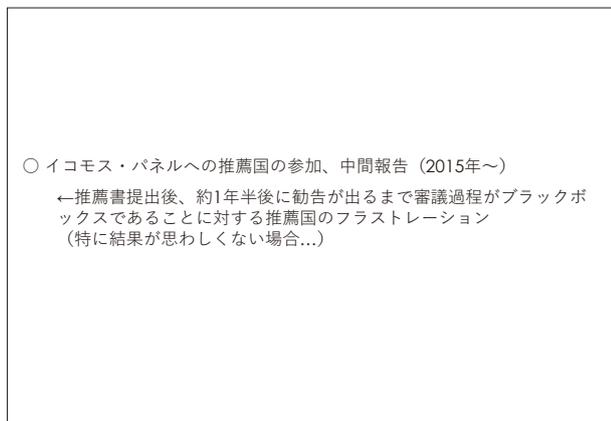


図 16

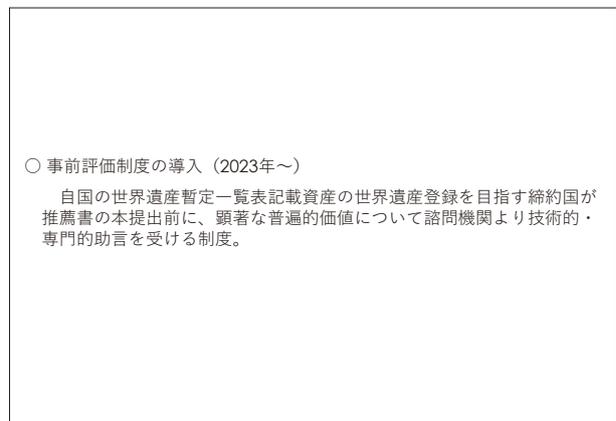


図 17

されるのは、お金がない、対話をする人が足りないという問題です（図18）。ただ、私たちもこれまで世界遺産の推薦や保全に取り組んできましたが、10年前に比べると、このような制度を一つのきっかけとしてイコモスとの接触機会は確実に増えています。イコモス・パネルの場に参加するといったオフィシャルな話だけではなく、このような話をしたいというアクセスはかなり増えました。

それから、これまでは世界遺産の分野や世界遺産を持つ地域がヨーロッパに偏っていて、ヨーロッパ以外の地域からのものを増やそうという流れがありました。それで本年の世界遺産委員会では、1か国につき年に1件だけに制限していた新たな世界遺産の推薦が、2件まで可能になるという『作業指針』の改訂がありました。ただし、そのうち1件は過去の世界遺産委員会で情報照会や記載延期となったものを含んでいることが条件です。これも、登録以外の評価となった場合に推薦国側がそれを覆そうとするのをけん制しようという流れとして捉えることができます（図19）。

最後に、世界遺産委員会の政治化についての話題で

す（図20）。これまでは専門家の間であくまでも遺産の価値に基づいて議論していたものが、最近は外交の力を使うようになり、世界遺産条約は政治化していると言われていています（図21）。しかし、そもそも世界遺産条約は195か国が参加する政府間委員会なので、政府間委員会が政治性を帯びると言うのは、シロクマは白いと言うのと同じです。政治の場に対してそれが政治化していると言うのは、同語反復的なところがあるような気がします。他方で、かつての世界遺産委員会では専門家が発言していたのが、最近の世界遺産委員会では外交官、あるいは各国大使が発言するようになっていきます。それは事実なのですが、本年の世界遺産委員会を見る限りは専門家もかなり発言していたのではないかと思います。また、現在委員国である日本も文化遺産や自然遺産の専門家が発言しており、その機会は以前よりも増えていたように思います。

世代交代もあります（図22）。今回は4年ぶりの対面の世界遺産委員会でしたが、これまで30年、40年と世界遺産分野に関わっていた方をあまり見掛けなかったように思います。評価の場で、イコモスやIUCNのプレゼンテーションをする人の中にも、若い

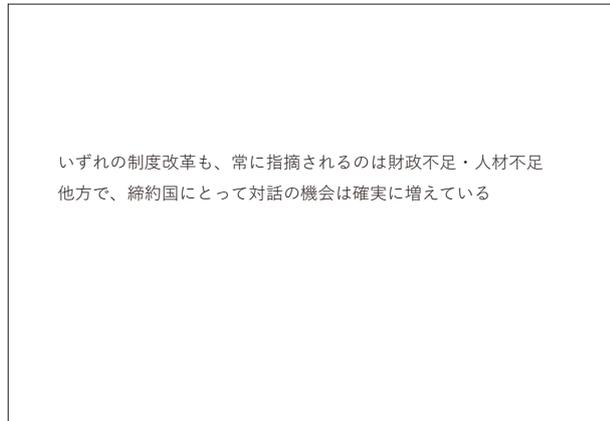


図 18

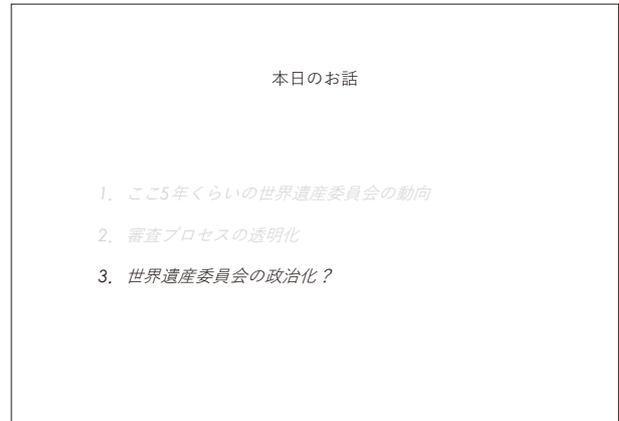


図 20

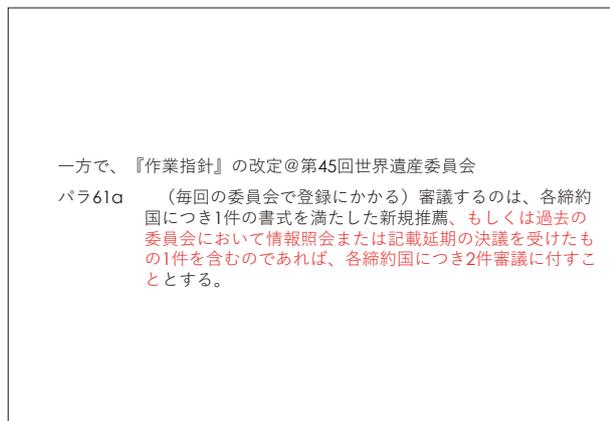


図 19



図 21

方やこれまで見掛けたことのない人が入っていたように思いました。



図 22

本年は、イタリアの「ヴェネツィアとその潟」の危機遺産入りが示唆されていましたが、世界遺産委員会の判断としては、危機遺産には入らない、モニタリングを続けていくというものでした。また新規登録についても、登録以外の勧告をされていたものが次々に登録されるということもありました。諮問機関であるイコモス、IUCNの勧告を委員会が覆しているということも言われています。他方、今回のリヤドでの世界遺産委員会でイコモスの保全状況を担当している専門家と立ち話をしたところ、95パーセントは審議なしでイコモスの勧告どおり決議されているから、私たちとしては遺産の保全状況やそれに係る環境が大きく変わったとは思っていないと言っていました。イコモスとしてはそのように捉えているようです。結果それが登録という形なのか、それとも危機遺産に載るのかは別として、その遺産およびその保全にとって、どのような結論や勧告、評価プロセスであればHappyなのかという視点に立つと、95パーセントがイコモスの

考えたプロセスに乗っているという見方もあるのだなと感じました (図23)。

日本は今回委員国として参加していて、会場によく聞いたのは、本年の日本の発言は素晴らしいという声でした (図24)。私が日本人なのでそのように言ってくれたのかもしれませんが、専門の見地に立ち、しっかりと長期的視野を含めた発言をしているという褒め言葉をいただきました。裏返せば、他の国が少しやんちゃな発言をしていたということかもしれません。ですので、登録か否か、危機遺産になるか否かという結論ではなく、遺産にとって何がよいのか、どのような回答であれば長期的な視野に立った益になるのかが重要です。例えば、登録はせず、記載延期という先送りにして宿題をこなすほうが遺産にとってHappyなのか、あるいは現時点では足りない部分があっても登録することで多くの人や国から、あるいは政策上の注目を集めたほうが遺産にとってHappyなのかは一言では言えないと感じた次第です。

写真は、本日も出席している西和彦主任調査官が文化の専門家としてリヤドの議場で発言している場面です (図25)。雑ぱくではありますが、近頃の世界遺産委員会の動向をお話ししました。ご清聴ありがとうございました。

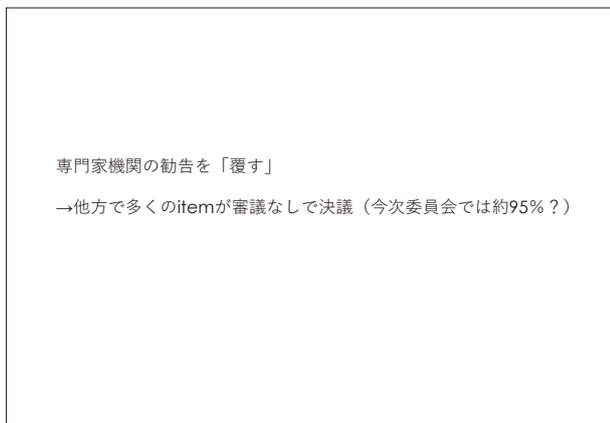


図 23



図 24



図 25



無形文化保護条約の運用をめぐる現状

岩崎 まさみ (いわさき まさみ)
北海学園大学開発研究所 特別研究員



カナダ・アルバーター大学大学院(博士課程)で文化人類学を学び、帰国後は北海学園大学で教える。かたわら、文化庁文化審議会委員、ユネスコ評価機関委員などを務める。無形文化保護条約に関する研究の他、国際捕鯨問題、日本・カナダ先住民の資源管理・利用に関心を持ち、地域・伝統文化が国際条約や国際世論の影響を受けて、変容していく状況を調査・研究してきた。

ただいま紹介いただきました北海学園大学・開発研究所の岩崎まさみと申します。この研究会でお話をさせていただきますのは2度目で、2019年の第25回の研究会で、無形文化遺産保護条約のその当時の状況を報告させていただきました。それから4年ほど経過しておりますので、今日はこの4年間にどのような変化があったのか、そしてこれからどのような変化が起きようとしているか、時間の許す限りお話しさせていただきます(図1)。

本題に入る前に、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は20年間程、札幌にあります北海学園大学で文化人類学を教えてきました。その傍ら、文化庁を通して、ユネスコ無形文化遺産保護条約に関わる様々な作業に関わらせていただきました。文化庁では文化審議会の、この条約に関わる部会の部会長として、日本からの申請に関わる議論に加わってきましたが、今年3月に10年間の長い任期を終え、新しい部会長にその責任を引き継ぎました。またユネスコでは申請された提案書を事前に審査する機関である「評価機関」のメンバーとして、審査に関わり、その結果を政府間委員会へ勧告するという貴重な経験をいたしました。加えて、この数年は、各国の無形文化遺産の専門家と一緒に、条約運用の見直し作業に参加いたしました。このような経験・立場から、ユネスコ無形文化遺産保護条約の最近の状況をお話しさせていただきます。

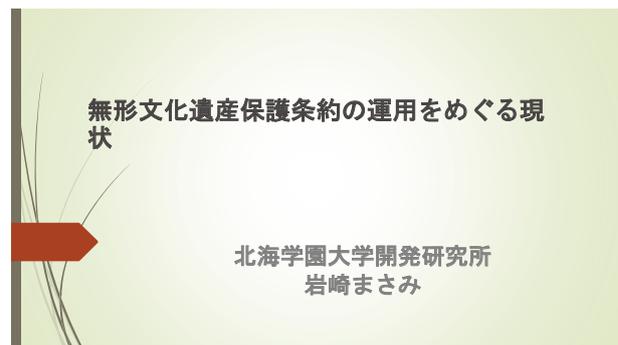


図 1



図 2

本日のプレゼンテーションの全体の流れとしては、最初に無形文化遺産保護条約の基本的な理解を確認いたします。それから、前回の私のプレゼンテーション主題でありました、条約の運用上の課題を簡単にまとめたいと思います。次に、2021年の3月から始まりました条約運用の見直しの作業、そしてその結果について触れていきます。さらに本題に関連して、近年の日本国内でのユネスコ対応に関わる変化について報告させていただきます(図2)。

この3枚のスライドは条約の第1条と第2条の写しですが、資料として用意いたしました。ここでは簡単な要約をさせていただきます(図3・4・5)。2003年条約の第1条の目的と第2条の定義を確認いたしますと、本条約の目的は「無形文化遺産を保護・継承していくこと」。またその定義として、「無形文化遺産の継承に欠かせないのは、文化の担い手であるコミュニ

ティーやグループや個人であること」、「これらの人々が継承する無形文化遺産に対して、自らのアイデンティティーの基盤であり、大切な遺産であると感じていること」などが書かれています。つまり、無形文化遺産が「地域の人々自身にとっていかに大切であるか」ということがその文化遺産の価値であり、ゆえに各地域で受け継がれてきた無形文化遺産は地域ごとに価値があり、そして多様である。この「地域文化の多様性」を、国際協力を通して保護・継承しようというのがこの条約です。この点が無形文化遺産条約と世界遺産条約との異なる点であります。世界遺産条約では外部の専門家が認める「顕著な普遍的価値」や「オーセンシティブ」を記載基準としますが、無形文化遺産ではその「文化遺産は地域の人々・継承者にとって重要であること」が重要なポイントです。ゆえに提案書の審査の段階でも、「提案されている無形文化遺産が地域の人々にとってどのような社会・文化的機能を果たすのか」という点が重要な判断基準になります。

無形文化遺産保護条約ではその目的を果たすために、3種類のリスト、厳密には2つのリストと1つの登録制度があります(図6)。第一に「緊急に保護する必要がある無形文化遺産のリスト(緊急保護リスト)」。

このリストこそが条約の主要な役割であり、保護を怠ると失われてしまう危機的状態にある無形文化遺産を緊急に保護するための制度です。次に「人類の無形文化遺産の代表的なリスト(代表リスト)」、このリストは無形文化遺産一般の理解を促進して、その知名度を上げるために設けられました。そしてこれらの2つのリストに加えて、条約の精神を十分に反映した保護措置をとっているプログラムやプロジェクトを登録する「グッドプラクティス」という登録制度があります。このグッドプラクティス制度は、有効な保護措置をより広く普及させるために置かれている登録制度です。では、それぞれのリストに記載または登録されて

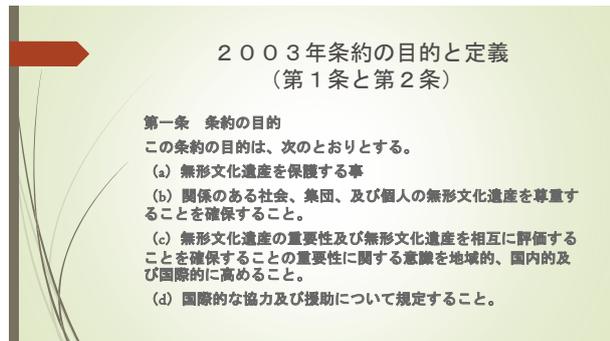


図3

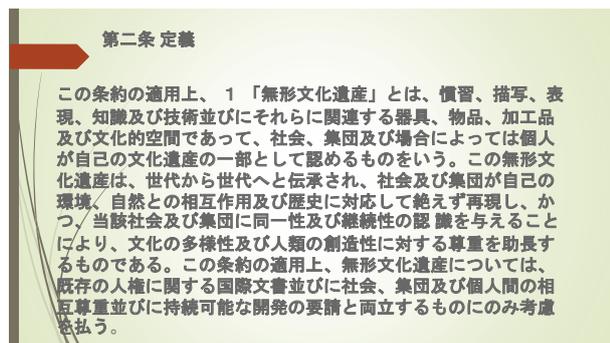


図4

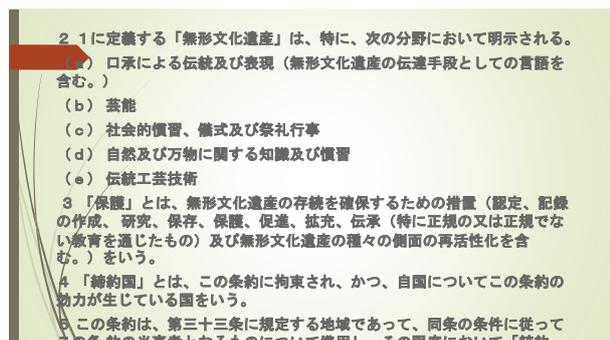


図5

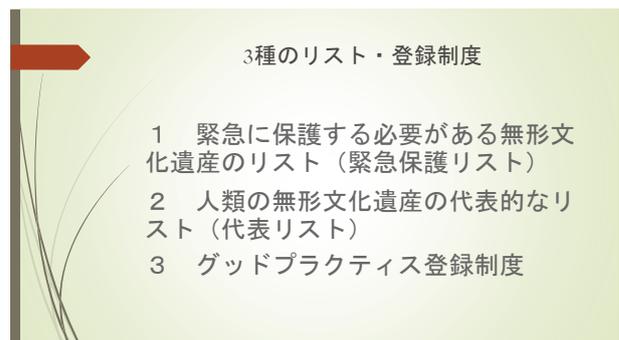


図6

いる無形文化遺産にどのようなものがあるかを簡単に紹介します。

昨年、危機リストにベトナムの陶器造りが記載されました。これはベトナムのチャム族の人々、主に女性たちが家庭で用いる食器類を手作りする伝統ですが、都市化により原材料が不足し、またこれらの陶器造りが市場経済に十分に取り込まれていないこと、そして若者の間での関心が薄れているなどの理由で、地元民の努力にも関わらず危機的状況におかれています(図7)。

次は、代表リストに記載されました日本提案の「風流踊り」です。「風流踊り」とはあでやかな衣装や装飾に特徴づけられ、様々な儀礼などで行われる多様な踊りを指しますが、地域コミュニティにおいて多世代にわたって伝えられ、地域の人々を結び付け、人々を災害などから守る祈りの踊り、また先祖供養の踊りとして、地域社会に活力を与える役割を果たしてきました。「風流踊り」は地域コミュニティの人々をまとめる社会的機能を果たしていることを考えると、このような事例は無形文化遺産を理解するために重要な役割があると言えます(図8)。

そして次は、2022年にグッドプラクティスとして登録された、チェコ共和国提案の「伝統工芸を保護するための戦略:フォーククラフトの継承者のためのプログラム」です。背景には1997年に行われた伝統工

芸品の製作過程を映像化するプロジェクトがあり、そこから深刻な課題が見えてきました。それは、それぞれの伝統工芸品づくりに関わる人々や団体が財政的に困窮しているということです。その状況を改善する目的で、2000年にチェコ共和国文化省とNational Institute of Folk Cultureが連携してこのプログラムを始めました。この保護プログラムを通して、品質保証する専用トレードマークを発行したり、展示会や品評会を開催したりするなど、様々な試みを通して、伝統工芸品の製作者や製品を保護しています。また一般消費者に対して、インターネットや出版物を通して伝統的工芸品に対する理解を促す広報活動などを展開しています(図9)。

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国は、現在、181カ国であり、これらの国々が提案した合計676件の無形文化遺産が3つのリストに記載されています。これらの676件は全て、ユネスコ無形文化遺産のウェブサイトで紹介されています(<https://ich.unesco.org/en/>) (図10)。

このサイトには、記載された全ての無形文化遺産に関して、申請書そのもの、10分程度の紹介ビデオや写真、そしてその申請案件に対する政府間委員会の最終的な評価がまとめて紹介されています。個々の無形文化遺産を知るために貴重な資料ですのでぜひ参照してください。



図7



図9



図8

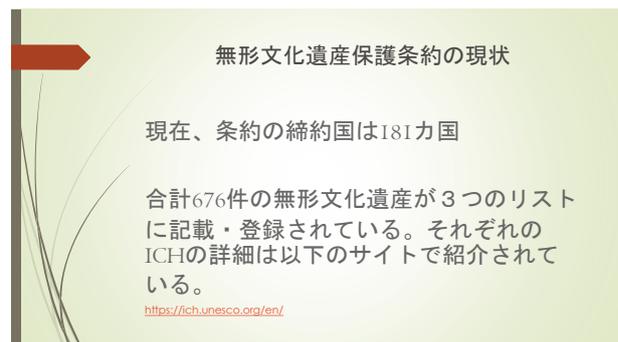


図10

2009年にユネスコ無形文化遺産保護条約の運用が始まり、この3つのリストへの記載が始まりました。それから13年ほど経過しましたが、その道は平坦ではなく、条約運用に関わるいくつかの課題が見えてきました。その中のいくつかを次のスライドにまとめました(図11)。

第一に、締約国からの申請が「代表リスト」に偏っているという課題があります。2022年の記載総計を見ますと、代表リスト567件(全体の83.9%)、危機リスト76件(11.2%)、グッドプラクティス33件(4.9%)であり、この比率は4年前とほぼ変わっていません。

第二に、3つのリストを運用するための作業量において課題があります。各国から提出される提案書を事務局が慎重に事務的チェックをし、評価機関が正確・公平を期して事前審査を行い、さらに政府間委員会において締約国が満足するレベルの十分な検討をした上で記載・不記載・情報照会の判断を下すために要するマンパワーと時間が膨大に必要であるという課題です。締約国が年々増え、提出される提案書が増えてくると、毎年の審査件数を制限しなければなりません。そのうえ、すでに多くの無形文化遺産を記載している国と、まだ記載件数が少ない国とのバランスをとる必要があります。現在はその年の申請が60件を超えるとまだ記載の少ない国の提案書が優先されるというルールを設けています。このルールに従うと日本は2年に1件が審査対象になるという狭き門です。

また、それぞれのリストの評価基準の中に不明瞭な設問があり、混乱を引き起こしていることも問題の一つです。例えば代表リストの申請書の設問R2では「この文化遺産を記載するとどのように無形文化遺産一般の知名度を高めることが出来るか」と尋ねていますが、多くの国は「無形文化遺産一般」ではなく、どのように「申請している無形文化遺産の知名度を高め

るか」に答える、といった問題点があります。

次に評価機関の勧告を受けて、最終的に記載決定を行う政府間委員会での議論の混乱があります。毎年、評価機関による事前審査をもとに送られてくる記載勧告をたたき台にして、政府間委員会での記載可否の議論が行われます。評価機関の勧告が「記載」であれば、ほぼ議論なく政府間委員会の決定も「記載」となるのですが、それ以外の場合、例えば「情報照会」「不記載」の場合、政府間委員会で記載の可否を丁寧に議論します。ここで一つ説明を加えますと、世界遺産の場合の外部諮問機関イコモスとは異なり、無形文化遺産保護条約では政府間委員会が選出した評価機関が事前審査を行います。つまり事前審査を行うのは身内の評価機関なのですが、勧告が「情報照会」であると、政府間委員会で何とかそれを「記載」にしようとする議論が展開されます。近年、評価機関による「情報照会」の勧告を「ひっくり返す」現象が目立っています。2016年の第11回政府間委員会では評価機関が出した「情報照会」の勧告の80%をひっくり返し、「記載」としました。中には評価機関が「非記載」としたのも「記載」とするなど、評価機関と政府間委員会の信頼関係が崩れていくのを目の当たりにしました。この年、私が評価機関の議長をしていたのですが、政府間会議の議場で、評価機関のレポートをまとめた書記のとても真面目な方が、次々に行われる「ひっくり返し」に耐えかねて書記から降りるというドラマもありました。

このような「情報照会」から発生する混乱については、運用の全体的見直しの作業を待たずに「ダイアログ」という制度、先ほどの講演で言及された世界遺産委員会での「アップストリーム」と似たものですが、この方法を導入しました。事前審査の段階で、評価機関が提案国に対して「情報照会」にひっかかりそうであり、それが簡単に答えを引き出すことができそうな事項に関しての質問状を送り、その答えを政府間委員会の場で受け、政府間委員会が記載の可否を決定するという試みを行うなど、課題解決の方法を模索してきました。

これらの問題に加えて条約としての根本的な課題もあります。例えば、危機リストに記載された文化遺産が保護措置の効果によって、数年後には危機状態を脱して「代表リスト」に移行する必要があるわけですが、その場合、手続きに要する申請書も含めてそのプロセスを制度化する必要がありますし、また、「代表

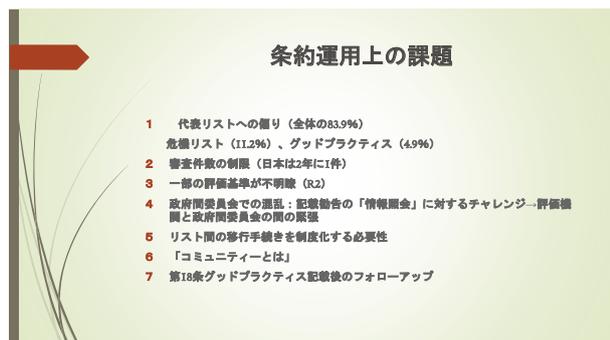


図 11

リスト」に記載されている文化遺産に記載条件から逸脱する現象が起きた場合に、その文化遺産あるいはその一部を「代表リスト」から外すなどの手続きを制度化する必要があるということです。

さらにその他、例えば「コミュニティの定義」について、条約ができる過程から今に至るまで「コミュニティとは」という確定的な定義はなく、むしろ「定義を作ることがこの条約の将来的な広がりや不可能にしないか」という懸念があり、各締約国は提案書の中で「コミュニティ」を説明することにとっても苦労していました。条約の第18条で求められていながら、十分に検討していない分野であるグッドプラクティス記載後のフォローアップなども見直し作業の中で取り上げられました。

ご存じの通り、2019年以降、パンデミックが起これ、対面での会議は制限されたことから、2021年3月からメールとオンラインを活用して、これらの課題に関わる議論が始められました。これらの一連の作業は日本政府のファンディングによって行われ、ユネスコ日本政府代表部の尾池厚之大使がオープンエンドワーキンググループの議長として一連の作業の指揮を執ったことなど、条約の見直し作業に対する日本政府の積極的な取り組みは高く評価され、大変感謝されています。

運用見直し作業の一連の流れは大きく三つに分けることができます。1,2,3は専門家を中心とした話し合い、4,5,7は専門家のレポートをたたき台に締約国のワーキンググループによるオンライン会議、その結論を6,8の政府間会議で議論して、最後に総会において運用指示書の変更に至りました。この作業をさらに見ていきますが、第一段階として、締約国推薦の無形文化遺産の専門家とNGO所属の無形文化遺産の専門家を対象とするアンケート調査が2021年3月に行われました。このアンケート調査は、それぞれが感じている多様な問題・課題を吸い上げて議論のテーブルに載せ

ることが目的であり、各国の合計40名ほどの専門家がそれぞれの立場でアンケートに答えました。第二段階は同年5月、これらの専門家たちのうち、34人がオンライン上に集まり、3つのグループに分かれて、提示された諸問題を解決するための方策を多方面から検討しました（図12）。

専門家の議論から、課題解決のためのアイデアが多数提案されました。そのいくつかを紹介しますと、記載数が非常に多い代表リストに関して、現在のあり方から変更して「世界無形文化遺産百科事典」のようなものにしてはどうか。記載のハードルを下げて、申請されればこの百科事典に載せ、多くの世界の無形文化遺産を網羅するようにしてはどうかというものです。また、現在の代表リストは一度記載されると永遠に記載されますが、それを変更して代表リストを定期的書き換え、記載の重みを軽くして、より多くの申請が通るようにするアイデアなど、いろいろ提案されました。それらを網羅的に、大きく4つのアプローチとして締約国ワーキンググループに提示しました。それが次のスライドです。一つ目は「FINE-TUNING」で、基本的に現状維持で用語の変更や申請書の様式を変えるなどで改善をする。二番目は「REPOSITIONING」、リスティング制度を条約に合わせてより基本的に変更する。三番目は「STRICTER CONTROLE」で、記載基準をより厳格に解釈してリスティング制度をより厳格に運用する。それから四番目の「MAXIMUM INCLUSIVITY」、各リストの記載件数を劇的に増やし、危機リストなどは年間千件を超える件数を記載すると同時にファンディングや専門家派遣なども行うといったものです。

これら4つのアプローチの中で、締約国ワーキンググループは「FINE-TUNING」アプローチを選択しました。つまり、基本は現状維持という選択です。懸案であった代表リストの位置づけは変えないという結論で

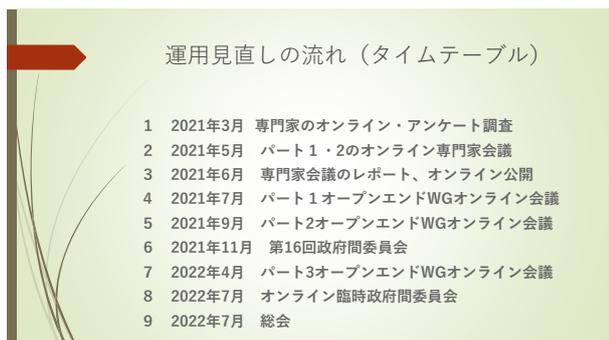


図12



図13

す(図13)。

その後、2021年7月からオンラインでの締約国間のワーキンググループ会議を重ねて、2022年7月に行われた臨時政府間委員会において、運用指示書に表すべき変更点をまとめました。それらの変更点は“Decision of the Intergovernmental Committee:16.COM 14”にまとめられています。その後、同年7月の総会で運用指示書の一部改訂を決定しました(図14)。

変更事項は2022年12月に改訂された申請書の様式に反映されています。それらの主なものとしては、1) 代表リストに記載されている無形文化遺産を危機リストへ、また危機リストから代表リストへと移行する申請書、またその評価プロセスが制度化され、2) 既存の申請書が全体的に簡略化されて文字数も少なくなりました。この中には、国内案件での拡張や複数国申請案件の拡張を簡略化することも含まれました。3) 課題であったR2などは設問自体が変更され、「記載が無形文化遺産保護の知名度に貢献することは申請書全体から読み解く」として、設問の中心はSDGsに関わる内容になりました。文章で答えることに加えて、それをコミュニティーメンバーが語るビデオを提出するなど、より深いコミュニティーの関わりを求める形式になりました。条約第18条については今後も検討を継続するとして、現在もそれが行われています。

このように一連の議論を経て、申請書を簡略化することにより、締約国も評価機関も事務局もお互いの緊張を緩めようという段階に入ったのかなというところではあります。その象徴として、申請書様式の変更後、2023年2月17日には締約国に向けて、事務局主催で改訂内容に関する説明と意見交換が行われ、一連の条約運用見直しの成果を締約国へ伝えるべき努力とその誠意が示されました。一連の変更が今後、条約運用上どのような変化をもたらすのかは時間を待たなければ判りませんが、この段階で締約国・事務局・評価機関の間に

あった緊張関係が緩和する方法に行くのではないかと考えます。

最後に、日本で起きている変化について少しお話をいたします。日本には1950年以来、誇るべき「文化財保護法」があり、「無形文化遺産」という概念をいち早く確立して、この法律の下で、無形文化遺産を保護・継承してきていることは、皆様ご存じのとおりです。しかしユネスコの条約は無形文化遺産を広く定義し、いわゆる「生活文化」を含んだ運用をしています。近年、日本政府は国内法である「文化財保護法」を改訂し、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設しました。これにより文化財の幅が広まり、これまで保護法の外にあった生活文化が対象となり、2022年4月施行以来、すでに「伝統的酒造り」と「書道」が登録され、中でも「伝統的酒造り」は現在、ユネスコ無形文化遺産保護条約の「代表リスト」に記載申請中であります(図15)。

さらに大きな変化として、2008年7月に文化庁文化審議会文化財分科会で決定した「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約の対応について」が2022年2月に改訂されました。この改訂により、これまで日本からの申請は代表リストに限定されていましたが、今後は「文化の多様性の尊重への貢献」という基本的な考え方のもと、「代表リスト」のみならず「緊急リスト」や「グッドプラクティス」への申請、また国際的な共同提案も視野に入れて検討することとなりました。

以上、駆け足になりましたが、無形文化遺産保護条約の運用見直しについての報告を終わります。ご清聴ありがとうございました(図16)。

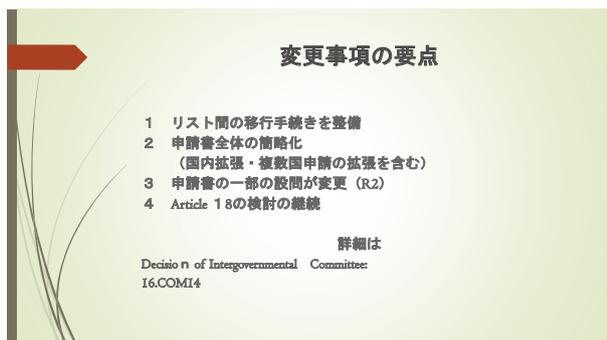


図 14

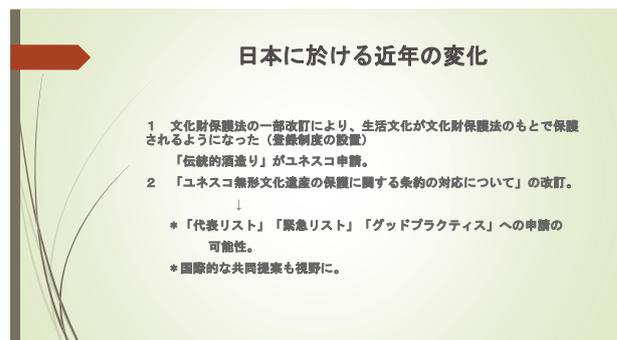


図 15



図 16



ICCROMの最近の 取り組みとプロジェクト

井川 博文 (いかわ ひろふみ)

文化庁文化資源活用課整備活用部門 文化財調査官/
前・ICCROM プロジェクトマネージャー

はじめまして文化庁の井川と申します。現在、私は整備活用部門に所属しておりますが、2020年4月から2023年10月末までプロジェクトマネージャーとしてICCROM（イクロム）に出向していました。ICCROMはInternational Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property、文化財保存修復研究国際センターといいます。

私は ICCROM では文化遺産のトレーニングプロジェクトやデジタル関連のイベントの企画などを担当していました。本日はICCROMのプロジェクトについて約30分間お話をさせていただきます（図1）。

ICCROMの最近の取り組み とプロジェクト

文化庁文化資源活用課 整備活用部門
元ICCROM プロジェクトマネージャー
井川博文

図 1

ICCROMは1956年に設立された文化遺産保護を専門とする政府間組織です。ユネスコの諮問機関として、文化遺産の保護を進めています（図2・3）。137カ国が加盟しており、毎年総会を開催しています。最近の総会は11月2日から4日にかけてローマで開催されたところです。国際機関について補足説明をさせていただきます。ICCROMは政府間組織です。ユネスコやUNIDROITと同じ形となっています。対してICOMOSやICOMのようなNGO、非政府組織の国際機関もあります。また民間で国際的に文化遺産の保護を行っているゲティ財団あるいは ワールド・モニュメント財団（WMF）などもあります（図4）。

ICCROMは現在の加盟国が137カ国です（図5）。そしてこの137カ国の加盟国のもと、25名の理事と6名のスタッフからなる理事会が設置されています（図6）。事務局長はdirector general、略してDGと皆が呼んでいます、このDGの元にはパートナーシップコミュニケーション部門、プログラム部門、戦略プランニング部門、中東のシャルジャにある支部、それから総務の業務を担う管理部門があります。トレーニングプログラムを運営するスタッフ、私もその一人です。



文化庁文化資源活用課整備活用部門文化財調査官、前・ICCROM プロジェクトマネージャー。早稲田大学理工学術院博士後期課程中退。2011年博士(工学)。2003年に公益財団法人文化財建造物保存技術協会に入社し、近現代の文化財建造物の保存修理に携わる。2016年に文化庁へ入庁し、国宝・重要文化財建造物などの指定等、近現代建造物の保存修理に関する技術指導、AIを利用した文化財見守りプロジェクトなどに携わる。2021年から2023年10月までICCROMに出向し、プロジェクトマネージャーとしてトレーニングコースの運営や、デジタル技術を中心とした日本の専門家と海外の専門家の交流を促すイベントの企画運営を担当した。

たが、我々はヴァレリー・マガール氏というユニットリーダーのもと、様々な活動を行っていました。

日本とICCROMの関係は、長い歴史があります。過去には伊藤延男先生や保存科学の専門家が、最近では立命館大学の大窪健之先生が、一定期間ICCROMに滞在し学術交流を行ってきました。文化庁からは稲葉信子先生を最初に、これまで12名の職員が2年間を目処にICCROMに出向してプロジェクトマネー

ジャーとして働き、人材交流を進めています。写真は私の前にICCROMに出向していた市原富士夫さんです(図7)。現在は、江島祐輔調査官が11月1日より2年間の予定で、ICCROMに勤務されておられます。

ICCROMの活動においては情報発信とトレーニングプログラムの提供、そして調査研究が重要な役割を果たしています。以前は、ICCROMは専門家を直接派遣し、世界中の文化遺産の調査研究を行ってしまし



図 2

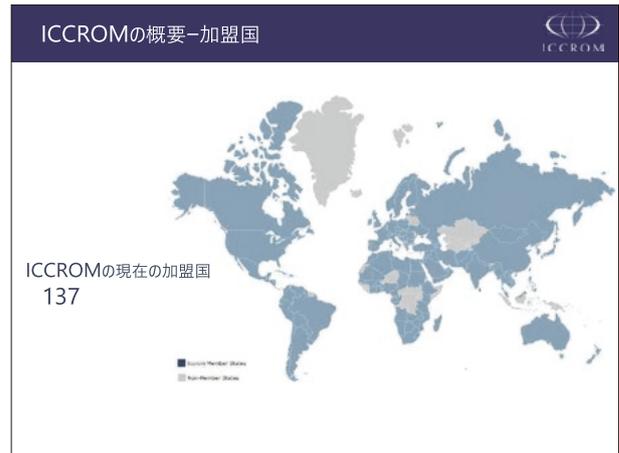


図 5



図 3

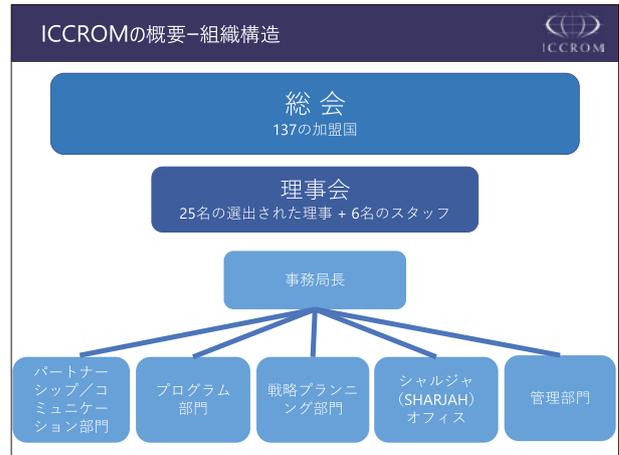


図 6



図 4



図 7

た。スライドの写真は、壁画等の材料分析の専門家であったモーラ夫妻の活動に関するもので、現在、彼らの集めた史料についてのデータベースをICCROMは公開しています（図8）。

ただ現在では、拡大した提携国や組織と連携し広範囲な活動を実施する方向にシフトしています。そして、調査研究の成果はウェビナーやワークショップなどで積極的に発信するようになりました。右側



図 8

の写真は私が企画した日本で文化遺産を3Dで記録する専門家を紹介したウェビナーと、文化財のBIMに関するウェビナーです（図9）。こちらは、動画が公開されていますので、興味のある方はぜひご覧ください。またICCROMは文化財関連の資料を多数収蔵しており、図書館には約12万6千点の資料が収められています（図10）。ICCROMは小規模な組織です。ほかの国際機関と比較すると職員数は約50名程度と非常に少ないです。その分、情報発信に力を入れており、ご覧の通り、ツイッターやインスタグラム、こういったものを通じて活動や講演の情報を広く発信し、ICCROMの活動がより広く認知されるように努めています（図11）。今後の活動に興味のある方はこちらのソーシャルメディアネットワークをフォローしてみてください（図12）。

さてここからは、ICCROMが提供しているトレーニングプログラムについてお話をさせていただきます。まずWorld Heritageリーダーシッププログラムはユージン・ジョー氏というスタッフが担当しています。World Heritageリーダーシッププログラムは、IUCN



図 9



図 11

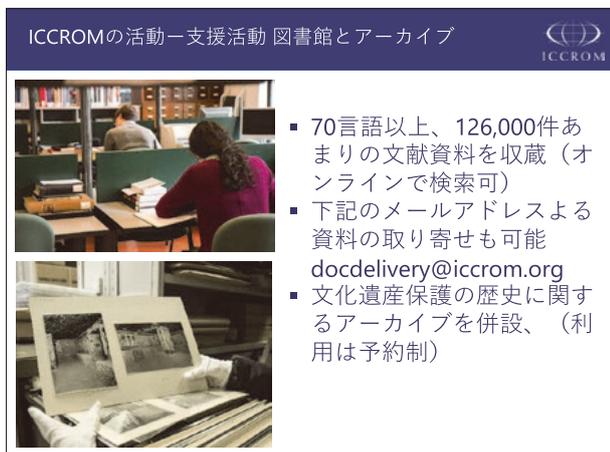


図 10



図 12

などのいくつかの国際機関とノルウェーの環境省と協力し、文化遺産保護のマネジメントを向上させることを目的としています。世界遺産の枠に止まらず保護活動全体に焦点を当て、文化遺産を支援するコミュニティを通じて現場レベルでの変化を促し、サイトマネージャーという現場の責任者を中心に、新しいリーダーシップの形を作り。より良い形で次の時代に文化遺産を受け継ぐことを目指しています (図13)。

次にユースヘリテージアフリカ、こちらはプロジェクトを通じて若い文化遺産のリーダーを支援し、彼らが文化遺産保護の活動を通じて、経済と社会をより良い形で発展させる機会を生み出すことを目指しています。アフリカは世界で最も若者の人口比率が高い地域ですが、同時に若者は失業と貧困に苦しんでいます。そこで、文化遺産のマネジメントを行う人材を育成し、貧困や失業問題への取り組みを、文化遺産を通じて推進することを目指しています (図14)。

それから、立命館大学ユネスコ・チェア文化遺産と危機管理国際研修は災害リスクマネジメントに焦点を定めたプログラムです。この国際研修 (ITC:

International Training Course) はかれこれ17年にわたって行われてきた歴史のあるコースで、立命館大学とICCRROMのイニシアチブで進められ、災害リスクマネジメントと文化遺産の専門家が協力し、リスクの高い地域の政策を考え、社会基盤を強化するための実践的なノウハウが学べる研修コースです (図15)。このほかにも、様々な地域の組織とパートナーシップを結びながら トレーニングコースが進められています (図16)。例えば東京文化財研究所では紙の保存と修復に関するコースを実施しています。またユネスコアジア文化センター文化遺産保護協力事務所、本日は所長の森本様が来られており、第二部でお話をされますが、こちらでは木造建造物の保存と修復コース、考古遺跡の調査記録と保存活用のコースが提供されています。この他にも今後日本のいくつかの大学と提携する話があり、新たなトレーニングコースが提供される予定です。

さて、ここからは事例紹介の形で建築遺産保存 (CBH: Conservation of Built Heritage) プログラムについて説明をしたいと思います。このトレーニン



図 13



図 15



図 14



図 16

プログラムはフラッグシッププログラムです（**図17**）。ICCROMがローマで直接コースを運営しました。建築遺産保存のコースは1965年以来、名前を変えながら実施されてきたのですが、コロナの影響で2016年以来開催できない状況となっていました。私自身がこのプログラムの担当を務めたこともあり、今回はICCROMのコースで具体的にどのようなことが行われているのかを皆様にご紹介できればと思います。

このプログラムは18か国からの文化遺産の保護や修理に関わる専門家を受け入れました。彼らは、国や州の専門家や民間のコンサーベーションアーキテクトですが、5年以上の文化財の実務経験がある方々です。コースは、今年3月半ばから6月の頭まで行われました。各参加者の出身国を地図に示したのがご覧になっているスライドです（**図18**）。地域は広範囲にわたっており、アフリカ、中東、アジア、ヨーロッパそして北米はカナダからの参加者がいました。特に中東からの参加者はビザの発給や交通ルートの困難さなどの問題を抱えていたため、参加までの準備が非常に大変でした。そして、参加者は2ヶ月半の間ローマで

共に過ごし研修を受けました。

研修ではクラスでの授業のほか、さまざまな場所、例えばローマ市内にある教会、戦後に建てられた建築物、あるいはバチカンの中にある修復研究所などでも研修も行いました（**図19**）。

またプログラムと並行して二つの現場、一つはアンゲリカムという現在は大学として使われている元修道院の施設です（**図20**）。もう一つはセント・サビーナという修道院の地下にある遺跡で、これらの施設は実習に利用されました（**図21**）。この表は右側がカリキュラムです（**図22**）。カリキュラムはモジュール1の理念から始まり、2) マネジメント、3) 文化財の記録、4) 材料の性質、5) 建築の構造について学んだ後、それらを統合させて研修対象の建物を分析し、保存対策を検討し、参加者は最後にセント・サビーナの地下遺跡を対象に保存計画をまとめ発表しました。左の円グラフは各セッションに割り当てられた時間配分です。全体の1/3程度がクラスでの授業で、それ以外は討論や実習、とくに事例の見学や実習場所でのフィールドワークに大きく時間を割いています。



図17



図19



図18



図20

実際にクラスを担当したリソースパーソンの方々は、日本から参加いただいた専門家の方も何人かおられ、総勢約50名です。コロナを経験して、オンラインで授業を提供することに皆が慣れたこともあり、半分かくらいの講師には、オンラインで授業をしていただきました。講師が多すぎるといった批判もあったのですが、実際にやってみると、ローマに来てもらう講師は旅費やビザの関係もあって、どうしても招聘しやすい国、ヨーロッパ圏に偏る傾向があるわけです。しかしオンラインの講師は地理的な制約がないので、例えば木の材料については、日本から京都工芸繊維大学のアレハンドロ・マルティネス先生、ジャマイカから中南米で木造修理に取り組むパトリシア・グリーン先生を招き、彼らとの議論をノルウェーからローマに招聘した木材の保存科学を専門とするヨハン・マトソン博士が行うという、非常に多様な切り口で議論を行うことができました(図24)。一方で、実習を担当する講師の方にはローマに来ていただき、授業だけでなく現場見学の案内や実習の指導を行っていただきました。写真の講師はイギリスで長年にわた

り石造の文化遺産修理をしてこられたデービット・オジャーズ氏で、モルタルの性質を理解してもらうため、参加者にモルタルを調査させて、それでレンガのアーチを積ませて自分がその上に乗って性能をテストするという面白いワークショップを実施しました(図25)。

ここからは、このCBHプログラムの中で私がとくに注目した点をいくつか紹介させていただきたいと思



図 23



図 21



図 24

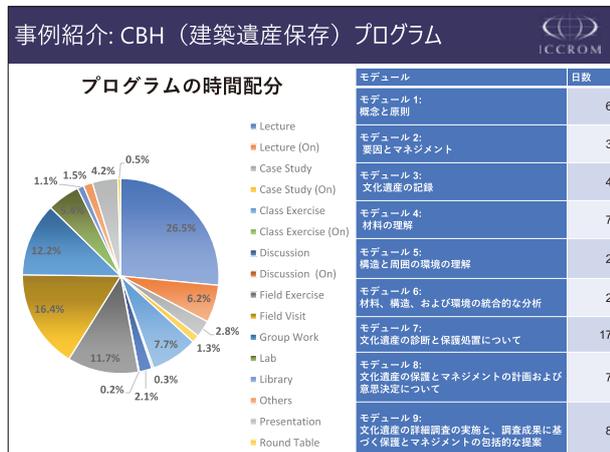


図 22



図 25

います。一つ目に取り上げるのは文化財の3D記録についてです。この研修では3日間かけて現場で実習を行いました。日本からは埋蔵文化財の3Dドキュメンテーションを中心に活躍されている小松大学の野口淳先生、おそらくこの分野では第一人者だと思います。残念ながらローマには予算の都合で呼ぶことができなかったのですが、先生をお願いをしてオンラインで日本における3Dドキュメンテーションの取り組みについて、幅広い講義を行っていただきました(図26)。実習は、スペインを中心に活動しているランド・エピック氏に担当していただきました。ランド氏は、ドキュメンテーションを専門としていて、長年にわたり世界中の様々な場所でドキュメンテーションを教えてきた専門家です。もともとは紙に手でスケッチする実測を教えていたのですが、いち早くデジタルツールを活用した実測の効率性に着目し、様々な先端技術を積極的に取り入れています。彼は、アンゲリカムに参加者を連れて行き、さまざまなデジタルツールの使い方を教えながら、実際に参加者にツールを使うことを勧め、実践的な文化遺産の記録方法についてレクチャー

しました。参加者はそれらのデジタルツールを使ってアンゲリカムを記録し、最終的には建物の破損についてのアセスメント、破損調査も行いました(図27)。こちらはある参加者のグループがまとめた最終成果物です(図28)。彼らはドキュメンテーションのやり方を習い、それを使い始めて記録し、成果物としてまとめるまでトータルで3日間しかかかっていません。それで、これだけの成果物を形にしています。デジタルでドキュメンテーションをするということは、非常に効率的であると同時に、習得が早いという利点を持っていることを改めて認識しました。そして彼らはこうしたデータを使って、保存の状況あるいは改修の履歴等に関する分析を行い発表しました(図29)。ランド氏はこの3日間の研修のあとローマを離れてしまったのですが、今度はセント・サビーナの修道院の地下にある考古学遺跡で各参加者はデジタルツールを使い遺跡を記録しました(図30)。

もう一つ紹介したいのはマネージメントについてのクラスです(図31)。このクラスはユージン・ジョー氏とそれから彼女のチームが担当し文化遺産の



図 26

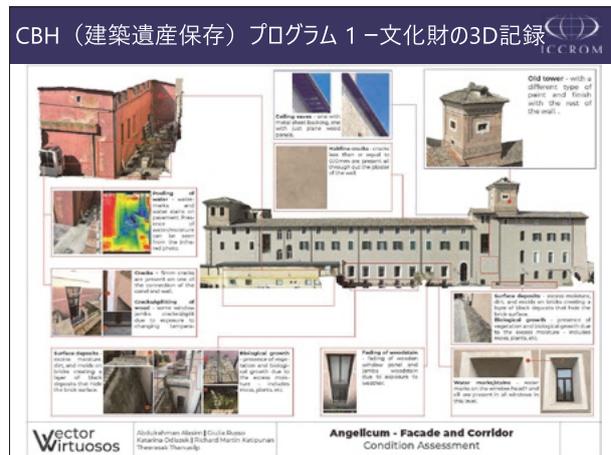


図 28



図 27



図 29

マネジメントをどのように進めていくかについて具体的なステップを踏みながらセッションが進められました。このプログラムでは、効果的な遺産マネジメントを実現するための2つのツールが用意されました。それは、影響評価のためのガイダンスツールとマネジメントに関する評価ツールキットです(図32)。

影響評価のためのガイダンスは、世界遺産サイトを念頭にデザインされた方法論です。政策や計画で世界遺産の環境に大きな影響を与える事業について、システマティックに要素を分析し、代替案の検討や、仮に影響が甚大である時はその緩和策を考慮するなど、戦略的な評価方法がまとめられています。日本語版も出ておりますので、ぜひダウンロードして目を通してみてください(『世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット』日本語版)¹。参加者はこのツールキットを用いて、あるモデルケースについて、影響評価の演習を行いました。ちなみに、こちらの参加者はフィリピン、カナダ、イラク、サウジアラビアから来ています(図33)。

一方、評価ツールキットは、遺産のマネジメントに

関する活動の効果を評価するためのツールです(図34)。このツールキットは、対象となる文化遺産の固有の価値や属性、さらにはマネジメントを理解するのに役立つ、12種類の異なるツールで構成されています。各ツールは、ユーザーにとってわかりやすいようにデザインされ、マネジメントプロセスがうまく機能しているか、マネジメントの各局面で何が必要なのかを分析するのに役立つ質問がまとめられていま



図 30



図 33



図 31



図 34

す。さらに、マネジメントの実践から得られるさまざまなアウトプットや成果を追跡し、その実施状況を分析することもできます。こちらは、もうすぐオンラインで公開される予定です（”ENHANCING OUR HERITAGE TOOLKIT 2.0”英語版）²。これらの影響評価ガイダンスと評価ツールキットは、共通の目標達成のために連携して、文化遺産のマネジメントに責任を負う専門家を支援するものです。

以上のようにICCROMは文化遺産に特化した、独自のトレーニングプログラムを提供しています。これらのコースは文化遺産保護にとって価値のあるリソースであり、グローバルな規模で専門家に影響を与え

ています。そうした意味で、ICCROMのトレーニングコースは文化遺産保護の教育と実践において、重要な役割を果たしていると言えるのではないのでしょうか。ICCROMのトレーニングコースに参加することで、文化遺産保護におけるスキルと知識が向上することが期待できると思います（図35）。最後にICCROMが提供する今後のコースの紹介です（図36）。こちらのウェブサイトからそれぞれのコースの特徴等について確認をすることができますので、後ほどぜひこのリンクからサイトを見てみてください（ICCROMウェブサイト）³。では最後にICCROMから提供されたビデオをお見せして、私の発表を終わりたいと思います。



図 35



図 36



1. 『世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット』日本語版:https://www.iccrom.org/sites/default/files/publications/2023-06/unofficial_translation_japanese_guidance_impact_assessment_2023.pdf
2. ”ENHANCING OUR HERITAGE TOOLKIT 2.0”英語版:https://www.iccrom.org/sites/default/files/publications/2023-11/enhancing_our_heritage_toolkit_2.0_web.pdf
3. ICCROMウェブサイト;<https://www.iccrom.org/what-we-do/courses/upcoming>

文化遺産保護に関する ACCUの協力事業 国際会議「アジア太平洋 地域における文化財防災 の現状と課題」を中心に

森本 晋 (もりもとすすむ)

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護
協力事務所 所長



京都大学とベルギーのリエージュ大学で考古学・先史学を学ぶ。石器文化について研究した。1988年から2019年まで奈良文化財研究所で文化財情報を研究、各種データベースを構築。また文化遺産の調査研究ならびに保護に関する国際協力事業にも従事し、イースター島、カンボジア、ミャンマー、アフガニスタン、キルギスなどで調査や研修を行った。その後、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所文化財保護に関する国際研修事業を行っている。

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の森本です。非常に長い名称なので、略称でACCUと呼んでいます。このACCUが行っている文化遺産保護に関する協力事業についてご紹介します(図1)。ACCUと聞いてもご存じない方のほうが多いかと思います。我々の組織は規模が小さく、奈良事務所には私を含めて8人しかおりません。そのようなところが国際協力についてどのような活動を行っているのかをご紹介したいと思います。スライド背景の写真はアフガニスタンのバーミヤーンですが、アフガニスタンも我々の協力対象国のひとつです。

ACCUの事業は、予算の枠組みから、大きく文化庁委託事業と奈良県補助事業の二つに分けられます。文化庁事業は1の「文化遺産の保護に資する研修の開催」に含まれる4つの研修の開催。また、2の「情報の収集と発信」として、過去の研修生によるレポート集「インターナショナルコレスポネント」の発行、および「eラーニング」の教材として、研修テキストや講義ビデオなどをウェブ上に公開する事業を行って



図 1



図 2

います。「インターナショナルコレスポンデント」では、現在進行形で事業に携わっている方から直接情報が得られる点が新しく、また、あまり知らない国の文化財情勢もわかる、といったものです。「eラーニング」の教材は、これまで研修に合わせて作成したもので、多くは日本語と英語、そしてロシア語やインドネシア語版などもあり、それらをインターネット上で公開しています(図2)。

4つの研修は、コロナの影響により2020年より3年間オンラインで開催していましたが、今年は招聘とオンライン両方の形で実施しています。

今年から招聘を再開するに伴い、従前と変更となった点があります。今まで対象国はアジア太平洋地域の44か国でしたが、今年からアジア太平洋地域のODA対象国のみ、つまりニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、中国、韓国、ブルネイ、さらにアフガニスタンは入らず、35か国のみとなりました。世界遺産条約に入っていないナウルと、本年度になってから締結国となったツバルも含まれていませんので、35か国となります(図3)。

ACCUの研修は2000年の開始から今年で24回目となります。国際会議を除いた3つの研修の参加者は、2022年までで39か国724人となりました。2023年度は集団研修が15名、インドネシアのワークショップが18名ですので計757名、現在進行中の個別テーマ研修修了者が追加されれば、今年度末には770名程度が研修を受けたこととなります。参加国については、今年初めて集団研修に東ティモールからの参加者があったので、40か国となりました。

2018年に、研修開始から20年を迎えるにあたり、4つの研修をレベル別に再編成いたしました。一つ目は

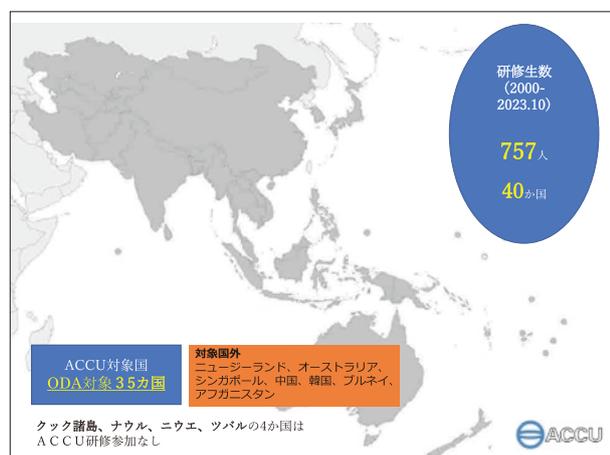


図 3

若手対象の集団研修、これは全般的な幅広い内容構成の研修で「考古学」と「木造建造物」の二つのテーマを隔年で実施いたします。次に、一つのテーマを掘り下げる個別テーマ研修で、中級レベルの研修になります。それから、純粋な会議というよりは研修の要素を強くし、「管理職対象の研修」と形を変えた国際会議です。そして、現地で行う文化遺産ワークショップについては、当該国の要望に従ってレベルを設定しています。研修期間はそれぞれ、4週間(集団研修)、2週間(個別テーマ研修)、1週間(国際会議)としています。日本から現地へ講師を連れて行って研修を行う、文化遺産ワークショップの期間は、1週間から10日間程度です。個別テーマ研修とワークショップは基本的に一か国が相手国となるのですが、当該国の事情によっては周辺の国から人を集めることもございます(図4)。

一つ目の集団研修、これは全般的な幅広い内容構成の研修で「考古学」と「木造建造物」の二つのテーマを隔年で実施いたします。今年にはICCROM研修との兼ね合いがあったため、2年連続で「木造建造物」の研修を行いました。初めてオンライン研修と現地研修のハイブリッドで実施、オンライン研修は8月10日から31日までの3週間、現地研修は9月7日から21日までの2週間と、オンラインを入れたことで招聘日数を従来の半分に減らしました。オンライン研修はACCUのeラーニングと、オンライン会議プラットフォーム(Zoom)を利用しました。eラーニング上でテキストや講義ビデオを視聴し、現地研修の前に座学内容を事前学習できる環境を整えています。また、オンライン研修中、4回程度の双方向セッションを行い、そこで研修参加国の事例発表がありますので、各参加国に

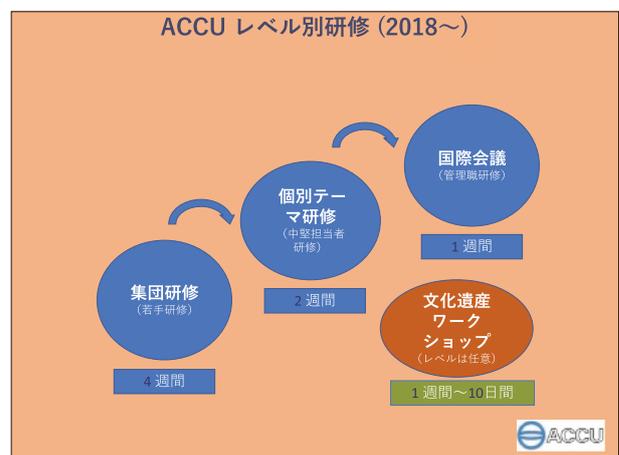


図 4

おける課題を共有することができます。オンライン研修で得た知識について理解を深めるために奈良で現地研修を行いました。そこではオンラインでできることはなるべく省き、実習、見学、実測、破損図の作成や修理計画等の研修を行いました。また、日本の代表的な建造物について、住民参加での保護活動を行っている木曾の奈良井宿などの見学も行いました。アジア太平洋地域では、建造物がある場所の住民とのかかわりが大きな問題となるので、住民参加でどのように文化財を保護し、行政とかがわっていくのかを具体的に学んでもらったところです。尚、集団研修をハイブリッド開催したのは、交通費など諸物価高騰も理由の一つとなっています(図5)。

参加者の応募状況について触れておきます。今年度はオンライン研修とともに招聘研修を再開しましたが、招聘時の応募者数は例年より少なかったです。従来は60~70名程度の応募がありましたが、今年度は17か国から40名でした。その中から15名をICCROMと協議して選定しました(図6)。

2023年度集団研修(木造建造物の保存と修復)

研修期間: オンライン研修(8月 10~31日)
現地研修(9月 7~21日)

開催方法: ハイブリッド研修
(オンライン研修と現地研修)

* 招聘日数を従来の半分



2023年度 オンライン研修の様子



2023年度 現地研修の様子 奈良井



図5

続きまして文化遺産ワークショップについてご説明いたします。今年度はインドネシアで「文化遺産の危機管理計画」をテーマにして現地研修で実施いたしました。研修期間は10月16日(月)~21日(土)の6日間で、授業及び資料作成はインドネシア語で行いました。本年サウジアラビアで開催された世界遺産委員会で、「ジョグジャカルタの世界軸と歴史的建造物群」が世界文化遺産に登録されましたので、インドネシア政府は危機管理計画を策定中です。そこで経験が浅い職員を対象に、実技研修が必要だとインドネシア側の要望がありました。「文化遺産の危機管理計画」というテーマでワークショップを開催するのはACCUMとして初めてですが、国内で防災国際研修を実施している立命館大学歴史都市防災研究所とインドネシア文化遺産専門家と協議をして、カリキュラムを作成いたしました(図7)。

続きまして個別テーマ研修について説明いたします。今年度はウズベキスタンを対象国として、11月6日から20日まで研修を実施しているところです

文化遺産ワークショップ(インドネシア共和国)

2023年10月16日(月)~21日(土)の6日間
準備期間を含めると10月13日~23日の11日間

「文化遺産の危機管理計画」
Disaster Risk Management for Cultural Heritage





図7

応募者数

年度	募集者数	応募者数	応募国数	参加者
2009年(木造)	16名	49名	23ヶ国	16名
2010年(考古)	16名	71名	28ヶ国	16名
2011年(木造)	16名	48名	25ヶ国	15名
2012年(考古)	16名	61名	26ヶ国	16名
2013年(木造)	16名	59名	24ヶ国	16名
2014年(考古)	16名	46名	26ヶ国	16名
2015年(木造)	16名	56名	25ヶ国	15名
2016年(考古)	16名	67名	27ヶ国	15名
2017年(木造)	16名	48名	21ヶ国	15名
2018年(考古)	16名	75名	35ヶ国	15名
2019年(木造)	16名	58名	25ヶ国	15名
2020年(考古) オンライン	15名	38名	17ヶ国	15名
2021年(考古) オンライン	15名	24名	17ヶ国	15名
2022年(木造) オンライン	15名	32名	17ヶ国	15名
2023年(木造) オンライン&招聘	15名	40名	17ヶ国	15名

・ 対象国44カ国→35カ国
・ コロナ明け
・ オンライン申請システムへの切り替え



図6

個別テーマ研修(ウズベキスタン・中央アジア)

研修期間: 2023年11月6日(月)~20日(月) オンライン

共催
文化庁、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所、
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

開催国
ウズベキスタン共和国

参加対象者
国際中央アジア研究所(HICAS)に所属する、文化遺産保護の職務に従事してからの経験年数が10~15年程度
(おおよそ30代~40代前半)の中間職員を対象。最大15名程度。

研修テーマ
「デジタル技術を用いた考古遺物の記録・保存・展示」
"Digital tools for recording, conservation and display of archaeological artefacts"

講師
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
都城発掘調査部考古第二研究室 主任研究員 山藤正敏
埋蔵文化財センター 保存修復科学研究室 室長 脇谷草一郎
同 研究員 柳田明進
同 遺跡・調査技術研究室 研究員 山口政志
群馬県立歴史博物館 学芸部長 深澤敦仁
独立研究員 中村唯希子



図8

(図8)。個別テーマ研修は奈良文化財研究所にご協力いただき、今年もオンラインで実施いたします。共催の同研究所から紹介いただいた相手国機関の国際中央アジア研究所がカウンターパートになり、そこより推薦を受けた中央アジアの国の文化遺産保護の職務に係る専門家が参加しています。研修テーマは「デジタル技術を用いた考古遺物の記録・保存・展示」です。最近、世界的に3Dでの記録が普及しており、iPhoneを使ったり、アプリもいろいろとありますが、文化財を記録する本来の目的からすると、あまりに簡易なものではクオリティが十分でなかったり、元画像の精度が低くて記録画像としてあまり良い結果が得られないなどの事例が多く見受けられます。ですから、ウズベキスタンの方から実際に撮った画像を送ってもらい、写真の撮り方やどのような点に気を付けるべきなのか、具体的に話せるようにZoomセッションを長めにとって、相互に交流しながら研修を実施しているところで

す(図9)。最後に管理職向けの研修という位置づけの、国際会

個別テーマ研修(ウズベキスタン・中央アジア)	
研修期間：2023年11月6日(月)～20日(月) オンライン	
研修テーマ 「デジタル技術を用いた考古遺物の記録・保存・展示」 "Digital tools for recording, conservation and display of archaeological artefacts"	
【講義】 ・博物館におけるデジタル技術：実例からみた可能性と限界 ・博物館における3Dイメージの活用－群馬県立歴史博物館 ・文化遺産保存科学におけるデジタル技術 ・考古学におけるSfM-MVS方法を用いた3D記録	
【ライブ研修】 ・考古遺物および博物館収蔵品のSfM-MVS方法を用いた3D記録	
	

図9

議です。国際会議自体は長く続けており、専門家間での議論や一般向けシンポジウム、講演会の開催など様々な形で開催してきたのですが、最近は専門家を招聘して議論の場を設け、複数年限で共通テーマを掲げるなどしています。2021年からは「アジア太平洋地域における文化財防災」をテーマに、3か年継続で実施いたしました。文化財防災は近年、一つのトレンドとも言えますが、ACCUでは、その国の文化財に実際に触れている現場担当者や指導的立場の人からの声が聞けるような会議、例えば台風が来て雨漏りがした場合は何をどう運ぶのか等、応急処置の具体的な話を交えられるようにしています。理念的なことはわかっているけれども、では現場でどう対応するのか、といった発表をしてもらっています(図10)。

3か年の初年度2021年はオンライン開催で、日本から4名、海外からICCROMを含め6か国6名に発表いただき、144名のオブザーバーが参加致しました。最初の4日間はACCUのeラーニングサイトから各国の事例報告要旨を配信し事前学習できるように整え、続く

ACCU国際会議2021 アジア太平洋地域における文化財防災! 災害時の応急対応事例と課題
1日目：2021年12月14日(火) 基調講演I：高妻洋成氏(独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター長) 「日本における文化財防災の取り組みと課題」
事例報告I：日本 永井康雄氏(山形大学工学部建築・デザイン学科教授) 「日本における歴史的建造物の被災調査及び救援～東日本大震災後の文化財ドクター派遣事業～」
事例報告II：インドネシア ハリ・セティアワン氏(インドネシア政府教育文化研究技術省 ポロブワール保存事務所遺産保存専門調査官) 「ポロブワール寺院遺跡群における被災の取り組み」
事例報告III：中国 コウ・フアン氏(寇杯云)(同濟大学建築都市計画学部准教授) 「災害後の復興 中国四川省都江堰西街歴史地区」
事例報告IV：フィジー メライア・トワイティコトガ氏 (フィジー政府イタウケイ省開発課主任研究員代理) 「災害の軽減に関する伝統的知識：フィジーの事例に基づいて」
事例報告V：ネパール スレッシュ・スラス・シェレスタ氏 (ネパール政府文化観光民航空省考古局世界遺産保存課長) 「2015ネパール地震：地震後の対応」
事例報告VI：フィリピン マイリーン・ロンダール氏 (フィリピン国立博物館地質学・古生物学課主任研究員) 「サイクロンジョリーナによるフィリピン国立自然史博物館とフィリピン国立博物館の建物、展示、コレクション被害について」


図11

ACCU国際会議2021 アジア太平洋地域における文化財防災! 災害時の応急対応事例と課題
会議期間：2021年12月10日～15日(10日～13日事例報告要旨の配信、14日・15日公開シンポジウム)



図10

ACCU国際会議2021 アジア太平洋地域における文化財防災! 災害時の応急対応事例と課題
2日目：2021年12月15日(水) 基調講演II：「有形・無形文化財の災害リスクマネジメント」 アバルナ・タンドン氏(シニアプロジェクトリーダー・ICCROM)
総合討議「アジア太平洋地域における災害時文化財救援における課題」 コメンテーター： 高妻洋成氏、 奥村弘氏(神戸大学理事・副学長) アバルナ・タンドン氏 事例報告者6名


図12



図 13

2日間は各3時間ほどのライブ配信の公開シンポジウムを行いました（図11・12）。奈良会場をメインに、同時通訳を介して各国をオンラインで結んで開催しました。会場での登壇者は3名のみで、あとはオンラインでの接続となりました（図13）。

1日目の発表はスライドにある通り、最初に文化財防災センターの高妻洋成さんに基調講演を、その後、日本、インドネシア、中国、フィジー、ネパール、フィリピンから事例報告をしていただきました。地震や風水害への対応に関する発表が中心となっています。2日目は、基調講演2としてICCROMのアパルナ・タンドンさんからお話を頂戴し、その後、合計9名のコメントーターによる総合討議を行いました。総合討議では、文化財防災の取り組みには地域コミュニティの参加が必須であり、その能力強化が求められることが確認されました。これは特にネパールの地震後の応急処置の事例が参考になっていて、文化財防災に関する訓練には文化財の専門家だけでなく、民間機関や人道支援機関も対象とすべきことも指摘されました。そ

のためにも日常的に各機関、日本であれば消防や警察との連携調整も必要なことも確認されました。

昨年は、「災害後の復旧・復興の事例と課題」をサブテーマとし、日本から4名、海外からICCROMを含め6か国7名に発表いただき、2日間のシンポジウムをウェビナーでライブ配信しました。奈良会場をメインに、同時通訳を介して各国をオンラインで結んで開催しました。2日目の総合討議では2名のコメントーターにもご参加いただきました。これが1日目の発表です（図14）。国立民族学博物館の日高真吾さんから東日本大震災の経験をもとにした基調講演をいただき、各国の事例発表をいただきました。昨年度は、会議に先立ち総合討議の内容や発表内容について情報共有するために参加者全員で事前打ち合わせを行いました。そこに同時通訳者も参加して、専門用語や発表内容の確認をするなど、より良いものにできております。

2日目の内容がこちらで、ICCROMのタンドンさんから基調講演を頂戴しました。「より良い復興」と訳すのでしょうか、Building Back BetterということについてICCROMの立場から発表いただき、その後12名による総合討議を行いました（図15）。一昨年に引き続き、各機関の事前の連携の重要性が指摘されました。また、元々どこに何の文化財があったのかわからなければ復興のしようもありませんので、復興のためには平時から記録の作成が求められること、復興時には復興成果の評価が必要であることも確認されました。例えば古いお寺が壊れた時に元の建物よりも立派なものや、金ぴかのいいものを建てようという考えの方もおられます。何がよいのかを一概に決めつけるわけにはいきませんが、復興したものが以前と比べてど

ACCU国際会議2022 アジア太平洋地域における文化財防災II 災害後の復旧・復興の事例と課題	
第1日 2022年12月21日	
基調講演I: 日高真吾氏 (国立民族学博物館教授) 「被災文化財を支援する意義—東日本大震災からの経験から」	
事例報告I: ブータン	カルマ・テンジン氏 (ブータン政府内務文化省文化局文化遺産保存課上級建築士) 「火災後のワンデュ・ボダン・ゾンの復興と再建」
事例報告II: 中国	シュアン・ハオ (鄭爽) 氏 (中国文化遺産研究院世界遺産センター技官) 「中国文化遺産の災害後復旧: 地域社会の参加と防災管理技術」
事例報告III: 日本	三瓶秀文氏 (福島県高岡町教育委員会生涯学習課 課長補佐・生涯学習係長 (学芸員)) 「東日本大震災及び原子力発電所事故からの福島県高岡町の文化財保全と活用」
事例報告IV: ネパール	スレッシュ・スラス・シュレスタ氏 (ネパール政府文化観光民間航空省担当次官兼文化部長) 「2015年ネパール大地震: 震災復興と文化遺産の再生」
事例報告V: ニュージーランド	アマンダ・オース氏 (クライストチャーチ・シティカウンスル主任遺産アドバイザー) フィオナ・ワイクス氏 (ヘリテージ・ニュージーランド南地域事務所地域マネージャー (カンタベリー西部沿岸地域)) 「オタウタヒ(クライストチャーチ)の震災復興プロセスにおける遺産の価値付け」
事例報告VI: フィリピン	マイケル・ケリド氏 (エスクエラ・タレル・フィリピン財団遺産保存開発管理事業部担当調査官) 「震災に向けた文化財建造物と文化遺産の予防的保存: フィリピンにおける遺産管理者と行政担当者、そして地域コミュニティの連携」

図 14

ACCU国際会議2022 アジア太平洋地域における文化財防災II 災害後の復旧・復興の事例と課題	
第2日 2022年12月22日 (木)	
基調講演II: アパルナ・タンドン氏 (ICCROMシニアプログラムリーダー) 「Building Back Better—文化遺産とともに—: 災害時における文化遺産の応急処置とレジリエンス(ICCROM FARプログラム)から災害時の視点、手法、トレーニングを考える」	
総合討議 「文化財と地域の復興—Build Back Betterを考える」 司会進行: 高妻洋成氏 (独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター長) コメントーター: 日高真吾氏、 アパルナ・タンドン氏、 サキャ・ラタ氏 (立命館大学次笠総合研究機構歴史都市防災研究所准教授) ピクトリア・ピアース氏 (エンデンジャード・ヘリテージ代表、主任修復士) 森本晋 事例報告者7名	

図 15

うであるのかという評価、そして災害に対してより強くなっているのかという評価もあるわけです。文化財だけが復興されて、周囲のコミュニティが崩壊したり、生活との結びつきが失われたままになったりしても困るわけですから、そのようなことも含めた復興成果の評価が必要なことが確認されたところです。

2021年、2022年はオンラインで行ったために多くの方に参加いただき、昨年は71名の方が24か国から参加されました。62か国の中でアジア・太平洋だけではなくてヨーロッパ、アフリカ、アメリカ、南米の国からも登録がありました。また、ACCUの以前の研修生もオブザーバーとして参加されました。また、会議の録画動画をACCUのYouTube Chanelにて配信しました。配信期間は限定ですが参加者、オブザーバーの皆様にも英語・日本語バージョンをアクセスできるようにしました（図16）。

本年12月の国際会議は3か年継続のテーマの3年目で、まとめになります。サブテーマは「アジア太平洋地域における文化財防災の現状と課題－災害へのレジリエ

ンスを高めるための減災の取り組みと事前の備え」です。文化財防災のための平常時からの取り組みを考えるのを目的としています。会議のスケジュールですが、12月13日（水）～15日（金）までの3日間を予定しており、奈良県コンベンションセンターを会場に開催いたします。昨年に引き続き文化庁・国立文化財機構の文化財防災センターとの共催、さらに後援機関としてICCRUM、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、立命館大学歴史都市防災研究所、奈良県、奈良市、また、協力いただく団体として文化遺産国際協力コンソーシアムを予定しております。今年は現地開催になりますが、後日、録画配信を予定しています。当初はライブ配信を検討しましたが、予算的に膨らむことが分かり、断念しました（図17）。

あくまで予定ですが、1日目は基調講演と、事例報告、2日目は基調講演と総合討議、最終日に奈良県内でエクスカージョンを予定しております（図18）。発表者については国内外の専門家・実務担当者など、あわせて10名程度を予定しております。基調講演は



図 16

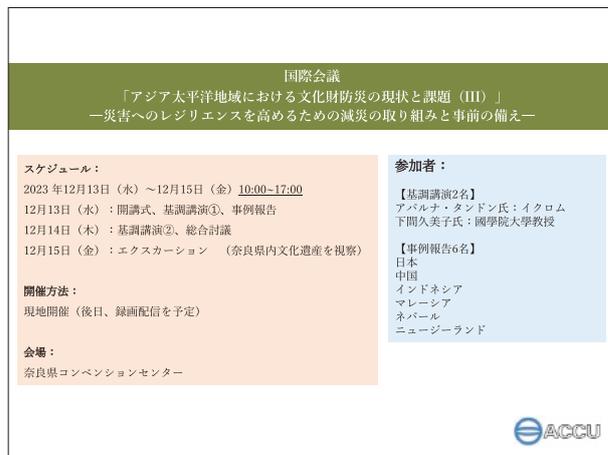


図 18



図 17



図 19

國學院大学教授の下間久美子さん、ICCROMからは昨年同様にアパルナ・タンドンさんにご講演いただきます。事例報告は過去2か年の参加者の中からも招聘者を選んで、中国、インドネシア、日本、マレーシア、ネパール、ニュージーランドの6か国を予定して準備を進めております。現地参加の視聴者も募集していますので、皆さまのご参加をお願いします。

以上、簡単ですが、ACCUが行っている国際協力事業についてご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました（図19）。



古都ホイアンにおける 日本の文化遺産国際協力 —日本橋の保存修復を中心に— 30年間の協力を 振り返って

友田 博通 (ともだ ひろみち)

昭和女子大学国際文化研究所 特任教授

昭和女子大学の友田です。昭和女子大学がベトナム、ホイアンの町並み保存のために国際文化研究所を設立して30年が経ちました。私たちの活動はいずれも文化庁がベトナム政府と仕切りを付けて、その下で行うものでした。30年ですから、大変多くの活動を行いました。ホイアンでの活動は1992年に始まり、1999年に世界文化遺産登録されました。その後、私たちはベトナム政府から次々に多くの依頼を受け仕事が続き、30年が経ちました。そしてその30年が経った今でも、日本橋修復工事への協力を頼まれたということから稲垣智也先生の話につながっていくと思います(図1)。ホイアンが世界遺産に登録された後は、全国で省に対し修復技術を伝える活動を行いました。その結果、フエのフクティック、メコン流域カイバーも国家文化財指定することができました。そしてその後は、立派な農村集落を保存するのではなく、ホーチミンさんの生まれた家などのようなベトナム本来の貧しい農村集落の保存を行いました。私達のこれらの活動の最終的な目標は、文化財の保存とともに地域を活性化したいという現地の人たちの希望に寄り添い、サイド・バイ・サイドで共に進むことです(図2)。

現在のホイアンは、2019年時点で年間500万人近い観光客が来て、地域の人たちはハノイ、ダナン、ホーチミンに次ぐくらいの良い生活をしています。私たちが入った1992年当時は、非常に貧しい町で、今にも崩れそうでした。こちらはグエン・スー市長で、現在のホイアンの繁栄を導いた方です。価値のある町並みや集落を持っている地域は、それをきちんと保存してうまく活用していくことで、ホイアンのようになれるというスー市長のよびかけで、ベトナムでは皆さんが協力してくれるようになりました(図3)。

先ほども少し述べましたが、ホイアンの保存を行うときに文化スポーツ観光省文化財局長から、2国間協力が一地方都市だけに偏ってはいけないと言われました。そのような指示があって、ベトナム全国のうち12の省で文化財や伝統民家の洗い出し調査を行いました。ちょうどその頃、JICAは開発パートナーという事業を始めました。それに応募してみると、大学で1校、知的支援分野でも1校が選ばれ、ベトナム6省で文化財修理を行い、日本から技術者を派遣して、文化財保存技術をベトナム各地に伝えるというプロジェクトを実施しました。これもホイアンに続いて、ユネスコアジア太平洋文化財保存賞(以下、ユネスコ文化財保存賞)をいただくことができました。



1974年東京大学大学院建築学専攻修了。1981年昭和女子大学勤務。受賞歴に日本建築学会業績賞「ホイアン町並み保存プロジェクト」(2000年)、ユネスコアジア太平洋文化遺産保全賞(「ホイアン町並み保存プロジェクト」(同年)、「ベトナム6省木造民家修復プロジェクト」(2004年)、「ドンラム農村集落保存プロジェクト」(2013年))、文化スポーツ観光大臣表彰「ドンラム農村集落保存プロジェクト」(2009年)、カンナム省知事表彰「ホイアンの市民交流に貢献」(2012年)、「文化財保護分野における永年の国際交流への貢献」により文化庁長官賞(2014年)、「カイバー市ドンホアヒエップ村観光開発に貢献」でティエンザン省知事表彰(2017年)、「ホイアン等での協力がJICA事業発展につながった」としてJICA理事賞(2019年)、「日本とベトナムとの相互理解の促進に尽力」として外務大臣表彰(2020年)がある。

昭和女子大学国際文化研究所 30年を振り返って—持続可能な社会環境-保存活用まちづくり— 友田博通

- I. 西欧文化を地域に融合させる
- II. 地域の伝統文化を現代に生かす
- III. 地域の伝統環境の中で(世界遺産型サステナブル)
- IV. 近代化した地域で伝統的まちづくり(危機遺産型サステナブル)
- V. 都市化したまちで伝統をまもる

This block contains a grid of 24 small images and text boxes, each representing a different cultural heritage project or activity. The projects are organized into several categories:

- 海のシルクロードの商業港・世界遺産ホイアン** (Silk Road Commercial Port - World Heritage Hoi An): Projects from 1992 to 2013, including research on historical architecture and urban planning.
- ベトナム独立の象徴・世界遺産候補ドンラム** (Symbol of Vietnamese Independence - World Heritage Candidate Dong Lam): Projects from 2001 to 2013, focusing on the historical site and its significance.
- フランス植民地の残照・国家文化財カイバー** (Remnants of French Colonialism - National Cultural Heritage Kai Ba): Projects from 2000 to 2016, involving the restoration and preservation of colonial-era buildings.
- フエ王朝の生活文化・国家文化財フクティック** (Living Culture of the Nguyen Dynasty - National Cultural Heritage Phuoc Thich): Projects from 1998 to 2013, aimed at preserving and promoting traditional crafts and lifestyles.
- ベトナムの原点・匠民の生活文化を伝えるゲアン** (Origin of Vietnam - Living Culture of Craftsmen in Gien): Projects from 1999 to 2016, focusing on the traditional crafts and daily life of the region.
- ユネスコ生物圏保護区の伝統漁村・チャム島** (UNESCO Biosphere Reserve - Traditional Fishing Village Cham Island): Projects from 2009 to 2016, aimed at preserving the traditional fishing culture and environment.

図 1

This graphic features a map of Hoi An, Vietnam, with the text "Side by Side" overlaid. To the right of the map, there is a list of projects and activities related to the Hoi An area, including historical research and preservation efforts.

図 2

This graphic features a map of Vietnam with the text "JICA PARTNERSHIP PROGRAM" overlaid. The map highlights various regions across the country, and to the right, there is a list of projects and activities supported by JICA, including cultural heritage preservation and community development.

図 3

その次に依頼されたのは、ドンラム村です(図4)。ベトナム政府の方針として、ベトナムの根本的な精神は助け合いにあるので、それを後世に生きたまま伝えていきたいという話がありました。ホイアンの保存では日本の民間からの寄付で全国の文化財保存はJICAのお金で修復していますが、ドンラム村は違います。ベトナム政府の主要事業ですから、修復費も全てベトナム政府が出し、私たちは文化財保存技術者を派遣するだけでしたが、これもユネスコ文化財保存賞をもらいました。

もう一つ映像をお見せします。やはり現地の人たちは地域の生活を向上させるということがなければ、保存に付き合ってくれません。その意味で食や衣服、土産物開発などの観光推進を一緒に進めました。

ここに写っているのは文化遺産国際協力コンソーシアム副会長の岡田保良さんです。岡田さんがユネスコ

やイコモス、ICCROMに声を掛けて、ドンラムを世界遺産に登録するための線路を引いてくれました。しかし、残念ながら住民の中には賛成しない人がいて、いったん棚上げになりました。つまり、文化財の保護はそれ守ると同時に、住民たちの賛成を得なければならないということです。しかもそのスパンはとても

This graphic features a photograph of a traditional wooden structure in a rural village, with the text "ドングラム農村の魅力" (Attraction of Dong Lam Rural Area) overlaid. To the right, there is a list of projects and activities aimed at preserving the village's heritage and promoting sustainable development.

図 4

長いのです。住民の反対で止まってしまったあと10年、最近やっとハノイ市が次のハノイ市の世界遺産はドンラムだということで、私達に協力要請をしてきました。

最初に紹介したように、ホイアンに始まり、そこから全国へ、ドンラム、フクティック、カイバーという流れの中でまたドンラムが浮上します。やはり長く一緒に歩むことが重要です。これはドンラムが暗礁に乗り上げた後に行った、フエのフクティックという所の保存です(図5)。この頃になると、保存と観光と一緒に付き合っていくこととなります。

こちらの映像ですが、これはメコン流域のカイバーです(図6)。カイバーは洋館で、実は大変多くの問題がありました。日本とベトナムの2国間協力がフランス洋館でいいのかということで、これは困りました。ティエンザン省は洋館のファサードを壊してフエ風に変えるならいいというんでもない要求をしてきたので困りました。洋館のファサードに価値がないというわけではありません。洋館のファサードはそのまま庭に移して建て、いつでも元に戻せるようにして、フエ風の建物にしました。この映像に映っているのが洋館のファサードを保存したところです。

ホイアンもお金を集めてきて、建物を直しましたが、それだけで20年も30年も続くことはあり得ません。ホイアンの場合は7、8年で世界遺産に登録され

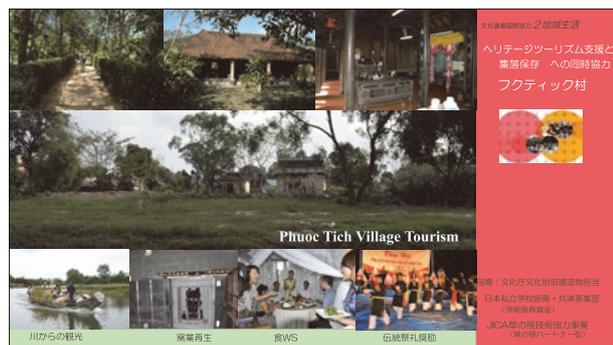


図5



図6

ました。そこから頼まれることといえば、観光や地域の人たちの生活を潤すこと、また地域の建物だけではなく、伝統産業を復活させるといった幅広い要求がありました。現在、昭和女子大学で「世界遺産ホイアン日本橋展」を開催していますが、これは20年前に開催した展覧会で、世界遺産になったときのものです(図7)。

2003年に日本大使館に頼まれて、日本祭りを開催しましたが、これは今でも続いています。ベトナムの日本祭りで最も長く続いています。ホイアンに行くと、皆がアオザイや洋服を作りますが、この方はその洋服で最もハイランクのYALYというお店の経営者で、大変成功している方です。これはヴィさんという人でレストランやホテルチェーンのオーナーです。実はヴィさんのほうが先に豊かになって、YALYの資本を出してあげました。この他に、展覧会の最初にシルクビレッジのヴーさんという方も来ましたが、ベトナムは戦争ばかりしていたせいでシルク産業が廃れてしまったので、それを復活させるという事業を行っています。

これはドンラムです。ドンラムはユネスコの賞をもらって、大々的に宣伝してブランド化に成功し、今また世界遺産に向けて頑張っています。このヒュエン・バオさんのお土産物屋は大変流行っています。四つほどの大きな氏族があるのですが、その四つの本家に対して、ヒュエン・バオさんは新興勢力といえますか、婦人クラブを組織して観光で大成功しています。今や観光産業に参加した方も多く、十数年たって観光が軌道に乗ってきて、もう一回世界遺産にしたいということになっています。文化庁や奈良文化財研究所等が世界遺産の申請書を作るためのデータを提供し、できるだけ早く世界遺産にすることに協力したいと思います(図8)。

これはカイバーという所です。こちらの家は、JICA事業で直したものです。この家は、当初とても困っていたのですが、あまりにも立派であることとカイバーが水上マーケットで有名な所であるという理由から、観光レストランとしてとても流行り、周辺地域を含めて国家文化財集落としました。こちらはやはりカイバーでホテル事業を行った方で、私たちと一緒に歩いてくれた方々です。サイド・バイ・サイドで成功した方がとてもたくさんいます(図9)。

昭和女子大学に留学してきた学生達も、たくさん大学の先生となりました。このような人たちが日本に来

昭和女子大学は
文化を守り育てる
女性リーダーの
グローバルな活躍を
支援しています



「グローバルプレーヤーとしての女性」
持続可能な社会実現に關する女性の社会的役割

昭和女子大学国際文化研究所



海のシルクロードの商業港・世界遺産ホイアン

- 1992年～ グエンティピン副大統領・日本文化庁他からホイアン町並み保存協力要請
- 1993年～ 研究費(文部省科学研究費・私学振興事業団・鹿島学術振興財団他)を得て調査
- 1994年～ 資生堂・安田火災海上・住友財団・日本ユネスコ協会連盟他の寄付金にて修復
- 1996年～ 本学国際文化研究所から技術者をJICA専門家としてホイアンに常駐派遣
- 2000年 ホイアンが世界遺産に登録されこれを記念して国際シンポジウムや展覧会を開催
- 2003年 日本大使館の要請を受け日越国交樹立40周年記念ホイアン祭を総合プロデュース
- 2003年 日本各地のホイアンと関係する市町村や団体との姉妹都市提携・市民交流を要請
- 現在 ホイアン日本祭りは多くの自治体が参加しJICA・国際交流基金他での支援で毎年実施。



■住民対話

現地の要望を聞き
雨漏りの修理から、
協力をはじめる。



■豪商町家群

建物の昔の状況を
調査し、復元工事を
行い技術移転。



■世界遺産

登録を記念し、ベ
トナム政府より文化
功労賞を授与。



■日本祭り

2003年日越交流
30周年記念事業と
して日本祭り開催。

■展覧会

昭和女子大学でベ
トナム政府と世界遺
産展を開催。

■伝統産業

西陣織・松阪木綿
・唐津焼き・備前焼
き等と市民交流。

Vy`レストランチェーン 創業社長
Maison Vy ホテル



YALY洋装店チェーン 経営者
統括ファッションデザイナー



図 7

昭和女子大学は
文化を守り育てる
女性リーダーの
グローバルな活躍を
支援しています



「グローバルプレーヤーとしての女性」
持続可能な社会実現に關する女性の社会的役割

昭和女子大学国際文化研究所



ベトナム独立の象徴・世界遺産候補ドンラム

- 2001年～ ルーチャンテユ文化省副大臣 日本文化庁から伝統農村ドンラム保存協力要請
- 2002年～ 研究費(私学振興事業団学術振興研究資金)を得て八代市市民家調査
- 2003年～ 研究費(文部省科学研究費・私学振興事業団他)を得てドンラム村民家調査
- 2006年 ドンラム村農村集落第一号として国家文化財集落に指定される
- 2006年～ 国際交流基金文化協力助成を得て文化財修復・観光まちづくり支援を開始
- 2007年 ユネスコ・イコモスによる視察と世界遺産登録に向け国際シンポジウム開催
- 2011年～ JICA草の根技術協力事業により観光まちづくり支援開始
- 2013年 ユネスコアジア太平洋州文化財保存賞受賞



■名門農家群

日本文化庁の指導
の下、文化財保存条
例の叩き台を策定。



■おもてなし

伝統建物を生かし
レストラン・土産物
販売等を技術支援。



■修理技術

日本文化庁の指導
の下、伝統民家の文
化財保存技術移転。



■伝統農法

近代化する農業に
伝統的な無農薬有機
栽培技術を移転。



■ブランド化

ユネスコ賞の銘盤
を設置し、観光客に
も知らせる。



■奈良今井町

奈良今井町と市民
交流により文化財保
護向上を目指す。

ドンラム村 婦人クラブ(Hyuenさんが代表)



Hyuen Bao 土産物店 代表



図 8

昭和女子大学は
文化を守り育てる
女性リーダーの
グローバルな活躍を
支援しています



「グローバルプレーヤーとしての女性」
持続可能な社会環境に関する女性の社会的役割

昭和女子大学国際文化研究所



フランス植民地の残照・国家文化財カイベ

- 2000年 文部省科学研究費(海外学術調査)によりティエンザン省民家保存調査
- 2002年 JICA開発パートナー事業を得てKIET邸修復工事により民家保存技術移転
- 2004年 KIET邸修復工事がユネスコアジア太平洋州文化財保存賞受賞
- 2006年~ KIET邸がレストランを開始、2009年には年間3万食を売上げる観光スポットに
- 2010年 文化スポーツ観光省にカイベを国家文化財集落として推薦し推進決定
- 2011年~ JICA草の根技術協力事業により国家文化財指定と観光まちづくり支援開始
- 2015年 第二回カイベ観光祭・国際交流基金(市民交流)助成で横濱山手他多数が参加
- 2016年 国家文化財集落第4号に指定される



■ **大津館群**
日本文化庁の指導の下、文化財保存条例等の指導。



■ **住民参加**
観光ルートフェンスコンテスト。ベトナム初の住民参加。



■ **案内板整備**
観光客がガイドなしでスポットを周るための観光整備。



■ **おもてなし**
伝統建物を生かしレストラン・土産物販売等を技術支援。



■ **水上観光祭**
旅行各社を招待し観光祭。運河兩岸が人々で溢れる。



■ **横浜山手**
横浜と洋館装飾交流。佐賀NPOとまちづくり交流他。

国家文化財 陳総本家 レストラン社長



国家文化財 潘総本家 ホテル責任者



図 9

持続可能な社会環境-保存活用まちづくり

I. 西欧文化を地域融合させる

II. 地域の伝統文化を現代に生かす

III. 地域の伝統環境の中で(世界遺産型サステナブル)

IV. 近代化した地域で伝統的まちづくり(危機遺産型サステナブル)

V. 都市化したまちで伝統をまもる

ベトナムの文化財保存

- 服飾 小原奈津子 下村久美子
- 食品 向後千里(女子栄養大)
- 民家 山田実加子(日本工営)
内海佐和子(静岡県立大学)

ベトナムの町並み観光 女性リーダー



HOIAN

DUONG LAM

CAI BE

日本の町並み保存女性リーダー



石見银山

京都明倫地区

権原今井町

奈良まち

ベトナムの文化財保存



文化財局長
Hyuen

無形文化財課長
Thu Trang (OG)

建築研究所課長
Thu Van (OG)

ハノイ国家大
Phan Hi Linh (OG)

ホーチミン建築大
Bich Ngoc (OG)



神戸北野



根津・日暮里



松阪



日本橋

同窓会ベトナム支部?

留学生教育と語学
西川寿美



昭和女子大学
同窓会

日本文化紹介



図 10

て、町並み保存の女性リーダーたちとも交流しました(図10)。逆に昭和女子大学の同窓会は、現地の祭りや日本文化紹介などを行いました。このイベントは、テレビで2時間生中継されました。ベトナムシルク産業が低迷し日本の伝統的なシルクの和服がずらっと並ぶととても絵になるのだそうです。

最後に宣伝です(図11)。今、紹介していただき

ましたが、本日お配りした展覧会の黄色いチラシのQRコードをスキャンすると昭和女子大学国際文化研究所のHPに入り展覧会の案内がたくさんみられます(図12)。また、ホイアンの日本橋周辺の「Web-VR」というほうのQRコードをスキャンすると、日本橋などの主要な建物をスマホで見ることができます(図13)。これは家でも、ベトナムでも、アメリカ

でも見ることができるので、皆さんにはぜひ楽しんでいただきたいと思います。



図 11

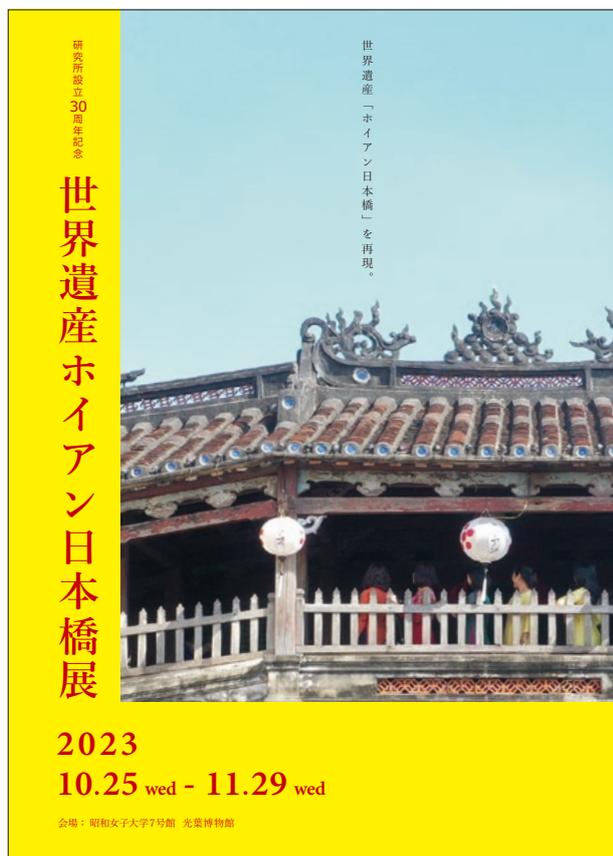


図 12

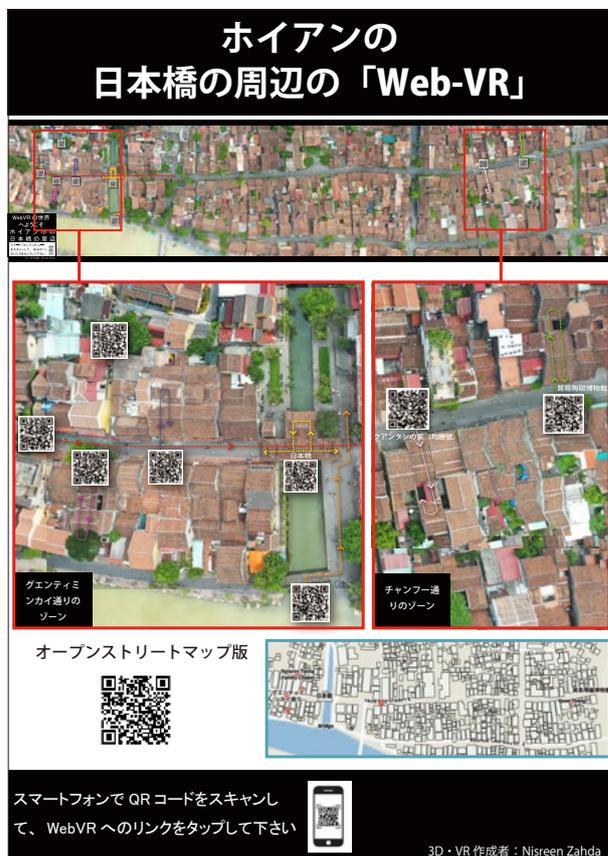


図 13

45 古都ホイアンにおける日本の文化遺産国際協力—日本橋の保存修復を中心に—
30年間の協力を振り返って

古都ホイアンにおける 日本の文化遺産国際協力 —日本橋の保存修復を中心に— ホイアン日本橋の 保存修復における技術協力 と人材育成

稲垣 智也 (いながき ともや)

文化庁文化資源活用課修理企画部門 文化財調査官



文化財調査官(建造物担当)として、日本国内の文化財建造物や町並みの保存と活用に関する技術指導に携わる。ベトナムとの交流事業は2019年より担当し、クアンナム省ホイアン旧市街のほか、南部メコンデルタに位置するティエンザン省カイペー洋館群の保存活用等にも関わる。専門は日本建築史。このほか文化財建造物の防火対策をはじめとした防災施設整備、活用のための電気工事等に対する指導等も手がける。

文化庁の稲垣です。私からは、昨年から今年にかけて実施している、ホイアン日本橋の保存修復に係る技術協力とそれに伴う人材育成についてお話しします。

写真に見えるのが、ホイアン旧市街にかかる日本橋です。先ほど友田博通先生よりご紹介いただいたQRコードからご覧いただくと、より立体的にわかるかと思えます(図1)。

まずは本プロジェクトのきっかけからお話しします。友田先生のご発表にありましたように、ホイアン旧市街の町並み保存にかかるこれまでの長年にわたる技術協力が背景にあることは間違いありません。文化庁が関わるようになったのは1991年からのことで、30年以上にわたる協力とそれによる信頼関係が基礎になっています。このホイアン日本橋の保存修復は以前から話題にあがっていたのですが、修理工事がかなり大規模になることが予想されたことから、事業実現まで相当年月がかかりました。昨年よりいよいよ本格的に着手することになり、ちょうど日越外交関係樹立50周年の記念ともなったものです。ホイアン日本橋は、2006年発行の2万ドン紙幣(日本円で120円ほど)に



図 1



図 2

- ・ホイアン旧市街の町並み保存にかかるこれまでの技術協力(文化庁が関わるようになったのは1991年～)
- ・日越外交関係樹立50周年の記念

も描かれるほどベトナム国民から広く親しまれている象徴的な建造物です。1990年に国家歴史文化財に指定されています(図2)。

日本側とベトナム側の技術協力に係る関係者とスキームについてご説明いたします。直接の契機としては、令和元年に在ベトナム日本大使館とクアンナム省人民委員会との会合の中で日本による技術協力に関する依頼があり、それに応えようとしたものです。この会合を受けて日本大使館・JICA・文化庁の三者で協議し、JICAにて専門家の派遣旅費を確保し、文化庁にて派遣する有識者を推薦することとし、京都府教育委員会に協力依頼を出すことで修理主任技術者を派遣することとしました。あわせて文化庁からも文化財調査官を適時派遣することとしました。カウンターパートとして、日本文化庁はベトナム文化遺産局とレターを交わして連携し、JICAはホイアン文化遺産保存管理センターと協議書を締結することで、事業全体のスキームを組み立てています。このことで、単に日本からホイアン市に対する技術供与というレベルを超えて、ベトナム全体での人材育成を図りたいという日越双方

の思惑とも合致する状況を作りました(図3)。

ホイアン日本橋の概要をお話しします。我々がホイアン日本橋と呼んでいるこの橋は、中華街と日本人街を結ぶ橋として、1593年に日本人が建設したことに始まると言われています。図面の右側が南で、トゥボン川という大きな川、そこに注ぎ込む支流にかかる橋です(図4)。日本橋のほかにもいくつかの呼び名があり、現地では「橋寺」と呼ばれることが多く、また1719年には、広南国王のグエン・フック・チュー(阮福澗)によって「来遠橋」と名付けられたといわれます。

世界遺産になっている旧市街の西寄りに位置しており、図面上のチャンフー通り・旧中華街と、グエン・ティ・ミンカイ通り・旧日本人街を東西に結びます。図面の向きが変わって、南が下ですが、全長約20m、幅員約3mの木造橋で、上部には木造上屋が架かります(図5)。北側・上流側には礼拝空間が附属しており、橋寺と呼ばれるゆえんです。梁間断面図で見ると、右が橋の通行部分、左が礼拝空間です(図6)。

創建以来、これまでに7回の大規模な修理を受けて

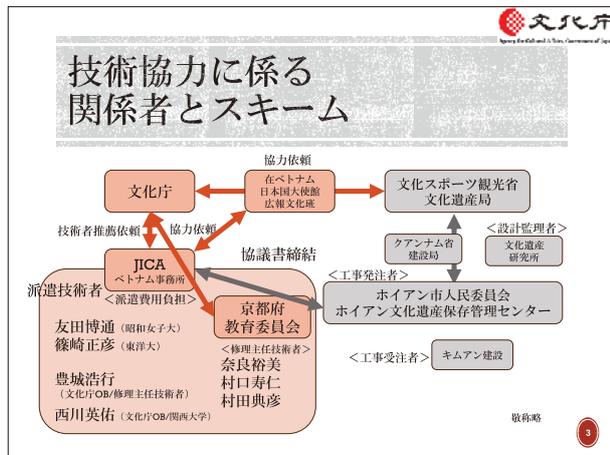


図3

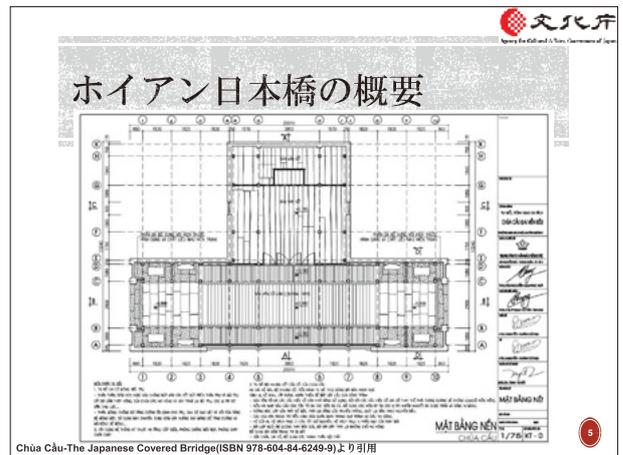


図5



図4

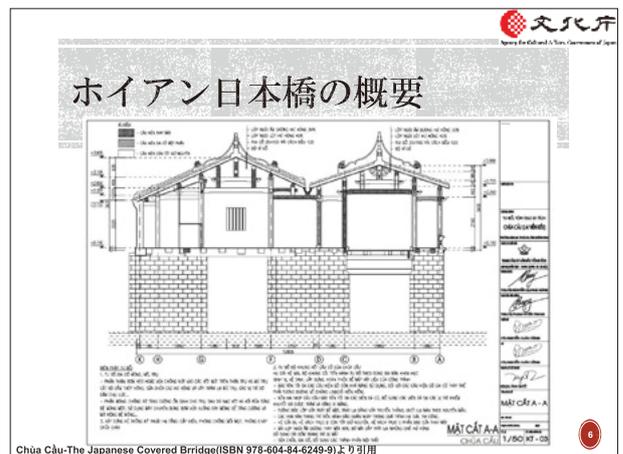


図6

おり、今回の修理が8回目とされますが、それぞれの修理の規模には大小様々あったとみられ、直近では1986年に大規模な修理工事が行われたことが判明しています。フランス統治時代に線路を敷くため直線に変えられていた床板を、再び太鼓橋に戻す復原工事が行われました。ただしこれは文化財指定前であったため、今回の保存修理が文化財として行う初めての工事と言えます。

修理前の破損状況のうち、深刻だったのは基礎の不等沈下による木部軸組の歪みで、一部の軸部材が脱落して危険な状況にありました。また屋根は陰陽瓦と呼ぶ現地の透水性の高い瓦を使用しており、屋根の修理も必要な状況にありました。これらを踏まえて、ホイアン市遺跡管理センターとしては、木部の全解体修理を方針とし、柱脚基礎の改良工事を計画したものです。また、これまでの修理事物と異なる付帯条件として、

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要

- 基礎不等沈下の防止
- 木部軸組の歪み補正（一部の軸部材が脱落）
- 屋根の葺替

⇒ 木部の全解体修理・柱脚基礎の改良工事を計画

- 付帯条件：橋につき、工事中も見学者の通過がある

7

図 7

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要



10

図 10

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要



8

図 8

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要



11

図 11

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要



9

図 9

文化庁
Agency for Cultural and Artistic Affairs, Government of Japan

修理工事の概要



12

図 12

橋なので工事中も見学者の通過があるという難しい現場です(図7)。

各部の破損状況などを見ていきますが、まずは橋脚部です。こちらは組積造でできていますが、基礎が軟弱地盤の上に独立して立っていることから、上部の不陸につながっていました(図8)。上部の軸部を見ますと、斜めに入っている部材は脱落防止のために仮設で入れられた補強になります。軸部の歪みが非常に大きく、また一部の仕口が外れて危険な状況にあるため、修理が急がれる状況にありました(図9)。こちらは屋根の様子で、相応の劣化が見られます。屋根の瓦には新旧見られますし、軒まわりなどには多彩な彫刻が見られます(図10)。こちらは修理中の解体の様子ですが、橋の床板まで解体を進め、組み直すこととしています。組積造の部分も、石材だけでなく、煉瓦なども使っている様子が見られると思います。組積造となっている礼拝部分の壁などは解体せず修理を実施しています(図11)。後ろに写っているのが素屋根です(図12)。

さて、技術者派遣の概要についてお話しします。全

No.	作業内容	期間 (2022年12月~2023年12月)												
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
00	起工式典 (12/28実施済)													
01	素屋根建設				②									
02	解体作業							③						
03	部材運び/組立作業												④	

＜各派遣のテーマ＞
 第1回：情報収集(2022年8月実施)
 第2回：修理方針の立案、素屋根の建設
 第3回：解体中調査の方法
 第4回：調査結果の評価、記録の残し方

図 13

＜派遣専門家＞

- 友田博通氏
- ほかの技術者等はWEBで参加。
- 課題の共有、スケジュールの確認等。
- 主として協力内容に係る具体的な情報収集にあたる。

図 14

体の工期としては、2022年12月から2023年12月までの1年間という非常にタイトなスケジュールとして立ち上げたものになりますが、今のところ、解体に伴う調査により、工事はもう少し延伸することになりそうです。派遣は3回+情報収集の1回を想定して、全部で4回の想定でおりましたが、もしかしたら12月にもう一度派遣することになるかもしれません。それぞれの派遣にはテーマを持って派遣することとしました。最初の情報収集は別として、解体前の修理方針の立案と素屋根の建設、解体中の調査手法、そして解体後の調査結果の評価と、修理記録の残し方の3つのテーマです。それぞれ、素屋根の建設時期と、解体作業、そして部材運びのタイミングでの派遣を組んだものです(図13)。

2022年8月に実施した第1回派遣では、先ほどご発表いただいた友田博通先生に現地に行っていただき、前さばきをしていただきました。ほかの技術者はオンラインで協議に参加し、課題の共有やスケジュールの確認などを行いました。まだ新型コロナウイルス感染症拡大防止のための渡航制限などが残っていた時期でありましたが、友田先生に現地の受け入れ体制を整えていただき、その後の派遣がスムーズに進みました(図14)。

第2回の派遣は、2023年3月に東洋大学の篠崎正彦先生を団長に、元文化財鑑査官の豊城浩行氏、京都府教育委員会から村口寿仁氏を派遣しました(図15)。このときのテーマは、修理方針の立案と素屋根の建設です。素屋根の建設に際しては、京都府内の修理現場の図面提供などをしながら、ベトナム国内では初となる、工事の様子を通行人が見学できるようにするというものになりました(図16)。また、川の上に素屋

＜派遣専門家＞

- 篠崎正彦氏
- 豊城浩行氏
- 村口寿仁氏
- 文化庁江島調査官、国際協力室高瀬係員

＜期間＞

- 2023年3月13~16日

図 15

根を建設する必要があることから、その施工には困難を伴うものでありました。修理方針についての意見交換を実施し、現状修理を原則とすることなどが確認されました。

第3回の派遣は私も参加したもので、2023年6月に実施しました。篠崎正彦先生を団長に、豊城浩行氏、京都府教委の村田典彦氏、そして関西大学の西川英佑氏を派遣しました（図17）。解体を始めながら、屋根の解体調査のやり方、そして壁などの塗装の調査の手法について、日本ではこうしている、というのを伝えながら実施してもらったものになります（図18）。これらの基礎的な調査手法が普及することで、建物の変遷を理解する一助になると考えました。取り外した屋根瓦を丁寧に見ていくと、中には粘土の固まりから糸で切り出す際にできる「糸切り痕」も確認されました。日本では近世初頭に糸切りから鉄線切りに変わりますが、その古いやり方を確認することができました。それもごく最近まで伝統的な瓦生産の技法が残されていたことがわかりました。塗装も古写真には様々な色があり、モノクロ写真が多いことから具体的な色の特

定には至っていなかったところですが、摺り出しなどで現物を確認することができました。また細かいところでは、番付の付け方をどうするのかというのも議題にあがりました。これまでは油性ペンや修正液で仕口に番付を書いていたそうですが、そのやり方で良いのか悩んでいるという相談がありました。日本では細釘で貼る位置や向きなども規則的に番付札を打つ、といった基本的なやり方についても、現場の技術者ならではの視点で意見交換し、それが実際に採り入れられました。

そして、このときはワークショップを開催しました。ベトナム文化スポーツ観光省とホイアン市遺跡管理センター等が協力して声がけし、ベトナム全土から建造物の保存修理に携わる技術者を80名超集めて、現場実習などを実施しました。日本でも文化財建造物修理主任技術者は140名程度ですから、これだけの規模の技術者が一堂に会するというのは、初めてに近い試みと聞きました。修理現場にて、解体中調査の実施などについて、日越双方の技術者が気づいた点をあげながら意見を交わしました（図19）。



図 16



図 18



図 17



図 19

また座学では、本省のチャン・ディン・ティン文化遺産副局長がベトナム文化遺産法とそれに付随する諸規則について、日本からは豊城氏と私が日本の文化財保護法と建造物保存修理の状況を、また技術者の視点からは、ベトナム文化遺産研究所のダン・カイン・ゴック所長や京都府の村田氏、ホイアンのファム・フー・ゴックセンター長らが発表し、ホイアン日本橋を題材に、各班に分かれてディスカッションなどを実施しました（図20）。

非常に活発なディスカッションで日本側にも気づきが多く、とても有意義なものになりましたし、参加者からは、こういう機会を定期的に持ちたいという声も多く聞かれました。

第4回派遣はつい先月、この10月末に実施されました（図21）。篠崎先生を団長に、京都府教委の奈良氏を派遣しました。このときのテーマは記録の残し方です。ひとつおもり木部材の解体が完了した状態でしたので、現場では痕跡の調査方法などについて意見を交わしながら、協議の場では日本の修理工事報告書の作成事例などを紹介しながら、この日本橋での修理記録

の残し方について意見交換を行いました。ホイアンでも工事日誌をつけるなかで、日々の発見は記録しているとのこと、また記録についてはベトナムの国内規則により保管方法が決められているとのことでした（図22）。この派遣に際しては、日越有識者意見交換会が開催されました。ベトナム側では国家文化遺産評議会のダン・ヴァン・バイ副会長やファン・ダオ・キン氏らをはじめとする重鎮の出席もあり、現場と会議室とを使いながら長時間にわたる議論を戦わせたところ。現状変更の可能性について徹底的に検討しようという試みで、同じ木造文化圏では同じ土俵で対話ができるということを改めて感じる機会となりました（図23）。

ここまでホイアン日本橋での技術支援という名の技術交流についてお話してきました。簡単にまとめますと、一方的な技術供与ではなく、対等な立場での技術交流が変わってきたという大きな流れを感じるとともに、日本側が得られたものについても触れたいと思います。何よりいちばん大きいのは、日本の木造建造物保存修理のやり方に対する良き理解者の育成につな



図 20



図 22



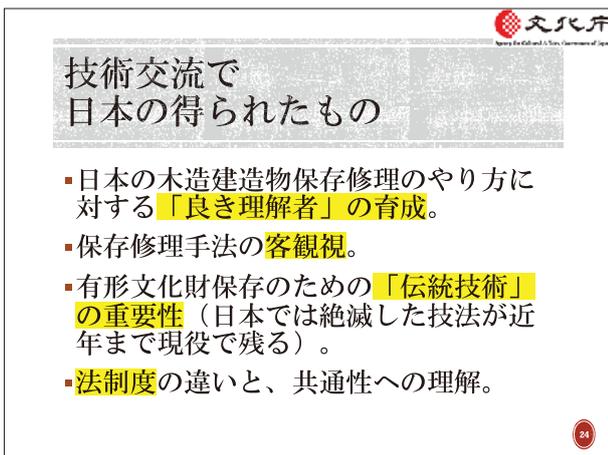
図 21



図 23

がったこと。ホイアン市にとどまらず、ベトナム全土から技術者が集まって、日本の修理手法の紹介ができたのは大きな成果です。また、保存修理手法の客観視にもつながりました。日本の木造建造物の保存修理は、私自身、世界一緻密なものとして自負していますが、独りよがりにならないためにも客観視は重要です。さらに、瓦の糸切り痕のように、有形文化財保存のための伝統技術の重要性も改めて感じました。日本では数百年前に絶滅したような技法が近年まで現役で残っていることには驚きを禁じ得ません。また、両国の法制度等についても、意識的に意見を交わすことで、違いも見つければ共通性も見つけるわけで、それらへの理解も深めることができました。とても貴重な機会を得ることができたのは、日本側の人材育成にも直結しています(図24)。

以上が私からの報告となります。ご静聴ありがとうございました。



技術交流で
日本の得られたもの

- 日本の木造建造物保存修理のやり方に対する「良き理解者」の育成。
- 保存修理手法の客観視。
- 有形文化財保存のための「伝統技術」の重要性（日本では絶滅した技法が近年まで現役で残る）。
- 法制度の違いと、共通性への理解。

図 24



パネルディスカッション

モデレーター：關 雄二（文化遺産国際協力コンソーシアム副会長）

パネリスト：鈴木 地平、岩崎 まさみ、井川 博文、森本 晋、友田 博通、稲垣 智也



關 雄二（せき ゆうじ）

1956年東京生まれ。国立民族学博物館特定教授・名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授、文化遺産国際協力コンソーシアム副会長。専攻はアンデス考古学、文化人類学。1979年以来、南米ペルー北高地において神殿の発掘調査を行い、アンデス文明の成立と変容を追究するかたわら、文化遺産の保全と開発の問題にも取り組む。主な著書として『古代アンデス権力の考古学』（京都大学学術出版会、2006）、『アンデスの文化遺産を活かす-考古学者と盗掘者の対話』（臨川書店、2014）、『アンデスの考古学新版』（同成社、2021）、編書として『古代文明アンデスと西アジア神殿と権力の生成』（朝日新聞出版、2015）、『アンデス文明神殿から読み取る権力の世界』（臨川書店、2017）などがある。

關 皆さん、こんにちは。關です。第1部では、世界遺産、無形文化遺産、ICCROMの最近の動向について簡潔にまとめられた発表をしてもらいました。第2部では、日本の協力事例の中からグッドプラクティスとして、最近、アジア太平洋地域における文化財防災をテーマにしているユネスコ・アジア文化センターからの発表、友田先生をはじめとする文化庁を含めた古都ホイアンにおける日本の文化遺産国際協力について発表がありました。これからの進め方としては、第1部と第2部の発表を聞いて、いくつかテーマを設定しました。皆さんに提出してもらった質問票にも簡単に目を通した中で、今回のディスカッションでは、そのテーマと関連する質問を取り上げたいと考えています。テーマからずれてしまうような質問は取り上げられませんが、ご容赦ください。

今回は、国際動向がテーマとなっているので、時間的な変化を念頭に置くべきだと考えています。最近の時間的な変化といえば、全地球上の人間が感じているのは、新型コロナウイルス感染症です。国際社会の中での分断化が進む一方で、非接触社会やデジタル化が進むなど、世界的に社会に大きな影響を及ぼしました。今回、国際動向に強い関心を持ちながら発表を聞いていた中で、その辺りに関するキーワードが出てきたように感じます。ウィズコロナやポストコロナ、その前後も含めて、この時空でどのような変化が起こってきたかについて、まずは皆さんにお聞きしたいと考えています。

特に質問が集まっているのは、鈴木さんの発表に対してです。サイト・オブ・メモリーについては、私も記憶の研究をしているので、フランスの歴史学者のピエール・ノラが提唱した概念であることは知っています。世界遺産委員会の中でも対象となってきた第1次世界大戦の共同墓地についても、記憶研究の人間であれば誰もが扱う対象物です。いずれも話に出てきてしかるべきだと感じる反面、ここ数年の会議の中でより積極的に取り上げられる方向に変わってきているのは、社会の状況と何らか関係しているのではないかと強い関心を持っています。分断化や紛争などの問題が起こる中で、集団的な歴史の証のようなものをこれまでの顕著な普遍的価値の中に入れ込んでいく動きは、国際社会の動向と関係しているのでしょうか。

鈴木 今の質問を聞いて、技術的および意味的な側面の両方から説明できるかと思いました。技術的な観点

からいうと、2021年7月に行われた第44回世界遺産委員会において、世界遺産条約の対象に記憶の場を扱っていく方向で技術的な検討を進めることとなり、8回から9回のワーキンググループを経て、2022年6月に回答が出されました。1年足らずの間に8、9回の会合を持てたのは、オンライン会議に皆が慣れたことが影響しています。コロナ禍以前であれば、パリで会合を持つにしてもパリやヨーロッパにいる人間ばかりで、オンラインの参加は難しかったですし、1年余りで一つの結論にたどり着けたのは、コロナ禍によってオンラインのディスカッションに皆が慣れたからです。



意味的な観点からいうと、先ほど關先生が言っていたように、今回登録されたものや来年、再来年に登録の審議がされるものは、コロナ禍以前から取り組みが進んでいたものです。発表の中でも言ったように、近頃の世界遺産推薦は、良きにつけ悪きにつけ、その準備に10年、15年と時間がかかっています。現在出てきているものは、コロナ禍以前に取り組みがスタートしたもの、中心的な取り組みが行われていたものが表面的に出てきたわけです。關先生が言っていたように、これから5年後、10年後にサイト・オブ・メモリーとして出てくるものは、コロナ禍の3年、4年の間に経験した影響が間違いなく出てきます。

新しいジャンルが出てくると、新ジャンルであることをある種の免罪符に、たくさんものが登録されます。例えば、1994年に文化的景観が出てきたときは、ヨーロッパのブドウ畑がたくさん登録されました。今回、3件のサイト・オブ・メモリーのうち、登録勧告がされていたのは1件だけです。他の2件は、イコモスから情報照会や記載延期の勧告がされていました。しかし記載延期の原因や情報照会の要因の議論が及ぶ前に、サイト・オブ・メモリーだからという文脈で3件とも登録になった感じが強いです。その傾向は、

この3、4年は続く気がします。当然ながら中身は問われるものの、新しいジャンルであるサイト・オブ・メモリーを充実させていくようなベクトルで登録が進むような気がいたします。それが5年後、6年後の審議になると、サイト・オブ・メモリーとは何かについて、世界遺産委員会や世界遺産コミュニティの皆があらためて考え始めるはずです。そのときにテーブルに載っているものは、コロナ禍の期間に準備が始まったものになるのではないかと個人的に見込んでいますので、その時の議論が少し楽しみです。

関 記憶の問題は非常に複雑で、政治化しやすいですね。世界遺産委員会よりも世界の記憶のほうで大きなトラブルが発生しています。ですから、記憶をどのように世界遺産の中で扱うかについては、非常にセンシティブな問題だと言えます。つまらない質問ですが、イコモスはその勧告をしていくようなシステムになるのでしょうか。世界の記憶では現在、違うシステムをつくらうとしており、合意ができつつあります。どのような方向で、この先を見据えているのでしょうか。

鈴木 現行のシステムでいえば、今後もしばらくはイコモスが勧告を出し、OUVの判断をする状況は続いていくはずですが。他方でイコモス自身は、「記憶の場」は世界遺産条約の対象ではないという立場を2021年に出しています。今回の3件のサイト・オブ・メモリーのイコモス評価書を見ると、なかなか感慨深いというか、イコモス内部でもさまざまな葛藤があるように感じなくもない文章でした。いずれにしても、2021年に世界遺産条約の対象ではないと言ったイコモス自身が評価をする流れは、しばらく変わらないと考えています。

関 「記憶の場」の話はいったん横に置いて、デジタル化の話に移ります。第2部で発表された森本さんに伺います。ACCUではさまざまなプログラムを推進している中で、デジタル技術を使った研修の試みも進めています。このオンラインでの研修は、コロナ禍以降により進んだのでしょうか。

森本 研修をオンラインで実施するのは、もちろん新型コロナウイルス感染症の影響が大きいです。移動が制限され、招へいもできなければこちらからも出向けないという中で、研修事業もオンラインにするしかあ

りませんでした。2020年にオンライン研修を始めるに当たり、私たちはオンライン用の教材を作らなければならなくなりました。これまで講師の先生が講義に使っていたパワーポイントの資料を全てもらって英訳を作成し、英訳を校閲したものをネイティブの人に吹き込みをしてもらい、それをパワーポイントとくっ付けたような資料を作成して、オンライン配信しました。



最初は、人の移動がないので安上がりにはできないのではないかと考えていました。実際は、翻訳作成や吹き込み、ビデオ化、そしてオンライン配信用のプラットフォームも準備しなければならず、オンライン研修のほうがお金がかかったことに驚きました。コロナ禍が落ち着いてきてハイブリッド化が進むと、招へい分とオンライン分のお金がかかるので、どちらにしても財政的には厳しいです。研修の中身については、基本的に先方との協議によって内容を決めることが多いので、要望の多いテーマを取り上げます。現在、個別テーマ研修で扱っている考古学資料や博物館資料の3次元計測記録も先方からの要望で、デジタル化についての研修ですが、それ自体はコロナ禍とは関係ありません。

関 仕方がない状況で、コロナ禍以前は対面で行っていた研修をデジタル化し、対面が可能になった後もデジタル化の部分は残した上で、研修プログラム全体を作り上げていると理解しました。この文化遺産の研修に関するデジタル化の技術は、大きなメリットがあると判断されているのでしょうか。

森本 デジタル化した資料があると、先方にとっては、自分の好きな時間に視聴ができます。Zoomで一斉に討論をする場合は、同じ時間にアクセスしなければならないので時差の問題が発生します。私たちの対象国は、東はキリバス、西がイランにまでわたるので、講

師の先生がローマからアクセスする場合、時差が11時間もあります。どこに設定したとしても誰かが早起きをするか、夜更かしをしなければなりません。

デジタル化したテキストを見るだけであれば、自分の好きな時間にアクセスができるので、時差の問題がなくなるとともに、分かるまで何度も繰り返し聞けます。デジタル化のメリットは残した上で、ハイブリッド化を進めています。実際の見学や、手を使って細かく教える必要のある実習は、対面でなければ非常に難しいので、対面とオンラインの組み合わせがよいと考えています。

関 文化遺産国際協力コンソーシアムでもコロナ禍におけるデジタル技術と文化遺産の保護をテーマに研究会を行ったことがあります（第27回研究会「コロナ禍における文化遺産国際協力のあり方」）。その中で出てきた議論としては、非常に有意義な部分とデメリットというか、デジタルでは伝えられない部分もあるので、対面も必要という意見が多かったように記憶しています。対面とオンラインをうまく組み合わせた形で研修を進められていると理解しました。技術に関していうと、井川さんの発表で、ICCROMが行うトレーニングではオンライン講師を依頼するなどうまく使っているとお聞きしました。その辺りはコロナ禍によって仕方なく始まったわけですが、オンラインなどの技術を最大限に利用しながら進めていく動きは主流になっていくのでしょうか。

井川 ICCROMでもオンラインのプラットフォームを立ち上げて、講義の内容を配信するような動きを始めていますが、正直ベースで言うと、ACCUのほうが少し進んでいるような印象があります。ICCROMの中でオンラインの授業を保管して、好きな時間に見てもらおうようなシステムについては検討を進めており、本年度か来年度ぐらいに立ち上がるのではないかと考えています。ICCROMは、世界各地に情報を発信していかなければならない機関です。情報をオンラインに載せることは、私たちにとって一種のチャンスであるという考えが非常に優勢です。動きの敏速なプロジェクトマネジャーが多いので、システム的にまだ発展途上だと感じられるようなものでも実施してみて、どのような課題があるかを検討することを非常に細かいペースで繰り返している状況です。



関 新しい技術の導入は、必ず全てがスムーズにいくわけではありません。いずれかのタイミングで評価が必要になるので、活用したデジタル技術の効果が測れるようになるとよい気がします。デジタル化やコロナ禍に加えて、コロナ禍以前から始まっている大きな国際動向としては、国際連合が発するSDGsの概念の問題があります。私たちの研究会でも3回にわたり、SDGsと文化遺産の国際協力について考え続けてきました（第24/26/28回研究会）。「ホイアンにおける国際協力」という限定付きではありますが、質問票の中から関連する質問を紹介します。「持続可能な社会環境・保存活用まちづくりを掲げる中で、SDGsとの関連はどのぐらい意識しているのでしょうか。特に環境的側面についてはプレゼンテーションの中で言及が少ないように感じましたが、何か配慮していることはありますか」という質問です。こちらに対して回答をお願いしますか。

友田博通 私たちもSDGsについて申請しましたが、単に文化財を護る、文化財を活用するというだけでは駄目なようです。そこから先、文化財を新たな技術に転換するような観点がなければ駄目なのかもしれないと感じたことがあります。日本イコモス国内委員会の岡田委員長は、その意味で何かお考えがあるのでしょうか。

関 岡田さん、いかがですか。急に振ってしまって、申し訳ありません。

岡田保良（日本イコモス国内委員会委員長）
イコモスのパリ本部では、SDGsのワーキンググループで若い人を中心に議論を進めています。正直に言って、日本イコモスの中では最も遅れている分野です。申し訳ありません。

稲垣 私自身がホイアのSDGsに關与しているわけではないので、一観光客のような立場での感想的に述べますが、友田先生が非常にたくさんの観光客が来るように仕向けられたことによって、オーバーツーリズムの問題が起こっている現状が見られるのかもしれない。先ほどはホイ安市の説明を全くしませんでした。世界遺産に登録されているのは旧市街です。トゥボン川を挟んだ対岸の島には、伊勢のおかげ横丁のような全く新しい町並みをつくって、そちらにも観光客を誘導しながら経済的な部分と旧市街の保存を両立しています。それが景観上、よいかどうかは今後、判断しなければなりません。その辺りは、日本で全く進んでいない分野でもあります。

關 SDGsで語るときには、大きく二つぐらいのレベルがあります。1点目は、修復や保存技術に関する部分での観点で、例えば、材料や環境負荷の問題です。2点目は、修復や手を加えた後に、それをどのように社会とつなげるかという方面での観点です。SDGsとの関係でいうと、岩崎さんの発表の中で、コミュニティメンバーが語る映像が無形文化遺産の登録申請の材料として、積極的に取り入れられるようになっていっていました。全体傾向として、SDGsを無形文化遺産の中でどのように捉えようとしているのでしょうか。

岩崎 無形文化遺産の中では、SDGsが語られるようになってから、事務局や専門家が中心となり、記載されている無形文化遺産がSDGsのどの分野に貢献できるか、という投げ掛けを非常に積極的に行っています。私の発表で、全ての記載項目を紹介しているサイトがあると言いました。その中にはSDGsに関する記述もあり、記載されている無形文化遺産がどの分野に貢献できるかについて専門家や関係者が投げ掛けをしています。その意味では、無形文化遺産とSDGsを結び付ける努力を非常に積極的に行っています。

詳しいことは言えませんが、昨年、とある申請に関わりました。発表の中で、申請書の設問R2がSDGsに関連した内容に置き換わったと言いましたが、フィールドの深い部分については、専門家である私たちも勉強はするものの、当事者でなければ分からないこともあります。ビデオを作成する段階でフィールドに行つて、当事者である継承者一人一人に考えてもらい語ってもらって、ビデオを撮ります。撮影したビデオを見

て、私は非常に感動しました。なぜかという、私たちのような部外者では知り得ないような細かい部分で、SDGsと無形文化遺産の保護を結び付けようとしていたからです。例えば、原材料を地域で積極的に栽培するようになったことなど、全ての場面で目からうろこが落ちるような体験をしました。そのビデオを見て、地域の人たちが無形文化遺産に対する理解を深めて、SDGsと積極的に結び付けようとしていることを知りました。私が専門家として何か言う部分ではなく、当事者が体験的に分かっていることを申請書の中で吸い上げているなと感じました。昨年の1回目の体験でしたが、この項目はこれから期待できると感じるとともに、地域の継承者自身の意識改革というか、意識向上になるのではないかと感じました。



關 その場合、コミュニティ側がSDGsの概念をよく理解していて自らを表現しようとしているのか、中に立つ行政やNGOの人たちがSDGsの概念を知っていてコミュニティ側が発言するものをそこに当てはめようとしているのでしょうか。

岩崎 昨年の段階では、専門家である私たちに指示してほしいという雰囲気がありました。実際にビデオ作成をするときは、どのようなことが現地で行われていますか、教育の分野でどのような努力をしていますか、などと水を向けることはある程度しましたが、出来上がったものは地域の人たちの意識そのものでした。昨年の体験で、この分野は伸びると感じました。国際条約の文章を書く場合、官主導や専門家が介入して書くようなことになりがちですが、地域の人たちの声を汲み上げて、彼らが発言する窓口が設問R2の分野で開けた気がします。将来的には、そこが地域の人たちの積極的な意見の場所になり得るのではないかと考えています。

関 SDGsの概念は非常に難しいですが、何がどのゴールに当てはまるなどと言う必要はなく、コミュニティー側の積極的な関与というか自己表現がどんどん進むこと、彼らの声を汲み上げるシステムが存在することが重要です。

ホイアン日本橋に話を戻します。友田先生は非常に長い間、全て読むだけでも大変な数のプロジェクトを手掛けられてきました。地域住民の参加の重要性については、岩崎さんが言っていたような形とはまた違った表現をされていました。その中で、地域住民の参加だけではなく、地域住民に対する経済的な恩恵、メリットがきちんと循環するシステムが必要だと強調されていました。その理解で間違いはないでしょうか。

友田博通 はい、それでよいと思います。

関 少し気になったのは、私たちが携わる開発の分野において、経済的な恩恵を受ける側のコミュニティー内での格差が問題になります。プロジェクトに関与した人と関与しない人の間で経済的な格差が生まれることに対して、JICA辺りは非常に敏感です。友田先生の発表で、さまざまな人たちが豊かになった話は素晴らしかったのですが、その中で貧富の格差が生じていないかどうかは少し心配になりました。いかがでしょうか。

友田博通 その辺りの懸念はあるとは思いますが、例えばホテルで成功する、服飾産業で成功すると、非常に多くの雇用を生みます。ホイアンの人たちの年間所得は、ハノイやホーチミンに負けないほどです。格差はないわけではありませんが、全体的に上がっていることについては、何もしないよりはしたほうがよかったと確実に信じています。

関 その辺りはさまざまな立場がありますが、マクロ経済的にいうと、全体的に裨益が回ることによって、貧困層まで恩恵が行き渡るという考え方です。その一方で、友田先生は持続可能とも言われていました。持続可能の場合は、マクロ的な発想はしない人が多いです。一般的に人々が人々の手でコントロールしながら、長期間にわたって文化遺産を管理していくのが持続可能な管理計画だと認識していましたが、友田先生はその立場ではないのでしょうか。決して批判をしているわけではありません。

友田博通 持続可能ということを頭から振りかざすこと自体、どうなのだろうかと感じています。むしろ、文化財を保存する動機は何なのかということです。例えばベトナムの場合、儒教の教えが強く、先祖崇拝を非常に大切にする世界です。それに対して持続可能かどうかという尺度を当てるのは、あまり意味がありません。その社会を保ってきた仕組みを尊重することが重要だと考えています。



関 友田先生が言われたことは、まさに持続可能だと感じます。文化社会的な基盤をうまく利用しながら行うわけですね、安心しました。ほかに何か追加の発言はありますか。

稲垣 ベトナム自体が経済発展をしている途中です。世界遺産になることによって都市が死んでしまうと、保存につながらなくなってしまう可能性があるんで、観光産業と一体になり、より保存への理解も深まるという意味でうまくいった事例なのではないかと感じています。

関 井川さんにお聞きします。非常に多くのトレーニングケースを紹介してもらい、とても参考になりました。日本も含めて大学との連携をこれからどんどん進めていくと聞いて、非常に心強く感じました。文化遺産国際協力コンソーシアムの中でも、文化遺産の保存、活用を担う専門家や次世代の人材をどのように育成するかが大きな問題点として挙げられています。ですからICCRUMでさまざまなプログラムが出来上がっているのは非常に素晴らしいことです。大学との連携を進める場合、国内外問わず、どの分野の人たちと連携をしているのでしょうか。

井川 ICCROMと日本の大学の今後の連携については、まだ下打ち合わせの段階ですが、公立小松大学の野口淳先生のグループとデジタルヘリテージ、デジタルドキュメンテーションのコースができないかと検討しています。野口先生はICCROMの石の保存コースにも参加されており、そこからもう少し発展的にICCROMと公立小松大学でMOUが結べないか話しています。私がICCROMでウェビナーを行ったところでは、デジタル技術を活用して文化遺産を保存、活用する動きについては、民間や教育関係でユニークな取り組みが非常に多いと思いました。言葉の壁があるからかもしれませんが、海外ではあまり知られていないものの面白い活動をしている人が国内にたくさんいます。デジタル技術に対するニーズは非常に高いので、日本の大学に限らず、面白い取り組みをしている人たちがICCROMと何らかの提携を結べるとよい気がします。その際には、MOUを結んでお互いの組織同士の連携を強くする形になるのではないかと考えています。

関 公立小松大学はこの分野に関して大変進んでいますし、それを国内外に落としこんでいくような活動を進めようとしているのは、非常に素晴らしいと思います。日本の場合、文化遺産関係は、文学部の考古学か工学部の建築科ぐらいしかないので、その学生が接しやすいプログラムができればよいとは考えていました。ICCROMのような専門家対象の研修とはレベルが少し異なりますが、大学の一般教育に対して関与できる可能性はありそうでしょうか。

井川 非常に考えさせられる質問で、適切な回答が出せるか分かりませんが、私自身も文化財のみならず建物の3D記録や、データベースを使った文化財の情報管理に興味があり、さまざまなウェビナーやイベントを追いかけています。以前、ICCROMでウェビナーを行ったときに、文化財の枠組みとしてではなく歴史的な建物の枠組みで、株式会社ホロラボという企業に参加してもらいました。そのスタッフの方は実際に大学で講義などもしており、文化財と関連する技術について一般の大学で講義をするような動きは既に行われています。

関 それは日本の話ですか。

井川 はい。

関 素晴らしい話です。知りませんでした。もう少し時間があるので、この話を続けます。森本さんにお聞きします。文化遺産の保全に関するプログラムのようなものには、専門家養成の手前にある大学等、日本の教育と絡めた形で何か関与できる可能性はありますか。



森本 私たちが研修事業を組み立てるときには、事業への助言をしてもらっている専門家を集めた会議を行い、その中で研修内容のアイデアをもらっています。それとともに私たち自身も、研修の要望が多い分野において国内外の専門家にどのような人がいるかを常に取りサーチしています。大学の先生は忙しい方が多いので講師として呼ぶのが難しい場合もありますが、当該分野でどのような方が適任であるかを文化庁とも協議をしながら選任すること、求められている研修分野についてリサーチすることを常に行っています。

関 講師を依頼された先生がたの学生が、研修プログラムを聴講するようなことも考えられるでしょうか。国立民族学博物館が受託しているJICAの博物館研修では、たしか大学院生がオブザーバーとして参加する形もとれたように思います。

森本 研修自体は予算の関係もあるのでクローズドなものですが、研修で作ったeラーニングの教材の一部はYouTubeで配信しています。例えば、考古学に向けた写真の撮り方など、既に公開しているものもあります。日本語教材もあるので、それらを見てもらえれば学ぶことは十分に可能です。

関 私たちコンソーシアムの中では、自分たちのフィールドに連れてくる学生を育てるしかないという

のがある種の結論になっていたりもしますが、稲垣さんの現場に日本からの学生が参加するようなことはありますか。

稲垣 ホイアン日本橋のようなレベルの保存修理になると、学生が関与することは難しいです。それ以前の調査研究的な部分では、友田先生の発表にあったように、昭和女子大学と奈良文化財研究所が一緒になって民家調査等を行い、現在の保存につながっています。その意味では、フィールドの調査は学生たちの手がなければ、先生たちだけがいても何も進まない部分もあります。建築分野では、先生が舵取りをして、学生がエンジンになっている気がします。



関 第2部「日本の協力事例から」で発表いただいた皆さんにお聞きします。文化遺産国際協力コンソーシアムでは、日本の国際協力のやり方が他国と比べてどうなのかを比較しますし、常に関心を寄せています。その中で、独自性を出したいと考えています。森本さんにお聞きしますが、ACCU奈良で行われている活動の中で、日本独自のものは何かありますか。

森本 例えば考古学は、世界各地に分野として存在しているので、日本も含めて、それぞれの国に考古学が導入された流れというか、流派があります。日本の場合は、例えば遺物であれば遺物を非常に細かく観察します。その日本流の手法は、外国の方からなかなか理解されにくいです。ユニバーサルなものを教えることもありますが、日本で研修する以上、日本流の細かな観察をすることによって分かる結果を見せて、そのために細かな観察をして記録を取っていることを教えたいと考えています。日本でなければできない研修をすることは、常に心掛けています。

私たちは奈良にいて、奈良の文化財を対象に実習を

することが多いので、奈良らしさも出していきたいと考えています。奈良の文化財で学んだことが将来、彼らが国へ帰って自分たちの文化財と向き合うときに生かされるように工夫しています。日本とは対象にする文化財が違うので、直接の応用はできませんが、どの辺りを細かく観察すると何が分かるのか、それがどのように文化財の保護につながるのか、どのように記録を残せばよいのかを学んでほしいと考えています。

関 私もフィールドに行って土器の描き方を教えると、全く関心を示してもらえないこともあります。なぜこの形で描く必要があるのかを毎回のよう議論しなければならぬので大変ですが、その辺りは日本のメリットが十分にあり得る分野だと感じます。

友田先生にお聞きします。私が本日の話の中で注目し、素晴らしいと感じた点は、長いスパンで事業を展開されていることです。この辺りは日本人の専門家と欧米などの他の専門家が関与する場合とで、何か違う点はあるのでしょうか。

友田博通 ホイアンは日本が関与して、ミーソンはドイツの人が関与しました。ドイツの方もとても現地で慕われており、私自身は、国による違いよりも関わった人の心の置き方が重要なのではないかと考えています。

関 私も友田先生の考えに同感です。いかにフィールドを好きになり、フィールドのことを愛する人間が増えていくかが課題だと捉えています。稲垣さんはいかがですか。

稲垣 日本流というより「友田流」なのかもしれませんが、発表でもあったように、サイド・バイ・サイド、寄り添いながら一緒に歩いていくことをベトナムとはしています。名称は技術指導ですが、私たちとしては技術交流という心づもりで現地へ行っています。その辺りが長く続けるための秘訣になっているのかもしれませんが。

関 その場合、サイド・バイ・サイドというときにはコミュニティだけでなく、国や行政レベルにも寄り添うことが重要な気がします。

稲垣 この言い方が正しいのかは分かりませんが、私

たちはホイアン市だけの要請では動かないというか、あくまでも国対国の関係を意識しています。ベトナムとしてもホイアン市だけがよくなってもよろしくないという話もある中で、文化庁サイドとしては、ベトナム全土から技術者を集めて交流できる機会がほしいなど、国対国で話をしながら交流することを意識して進めてきました。その中で、友田先生たちに動いてもらっていました。

関 その意味で考えると、育成はますます大変なことだと感じます。さまざまな分野やセクターとの協力の下で進めていかなければなりません。それぞれの状況を判断しながら、しかも対象を愛しながら長く続けていく、そのような人材をどのように育てるかは、もう難関としか言いようがありません。友田先生のような素敵なお手本を頼りにして、それに憧れる若者たちが次々に出てくることを期待したいです。

この質問を岩崎さんに振ると、文化人類学者同士で嫌がられるというか、何となくオリエンタリズム的になってしまいますが、無形文化遺産への日本的なアプローチの仕方というのは、無形文化遺産の仕組みの中であり得ることなのではないでしょうか。過去の本コンソーシアムのシンポジウムでどなたかが発言していましたが、有形遺産の場合、欧米社会は格差社会だから社会階層による上下関係をはっきりさせる、考古遺跡の発掘へ行くと、きちんと上下関係をつくりながら行うタイプが多く、コミュニティーになかなか溶け込めないことがあると聞きます。それに対して、日本はまた違うタイプようです。別に日本を褒めるわけでもナショナリズムをかきたてるわけでもありませんが、人間関係がだらだらしているというか、分け隔てない感じで付き合うことが多いです。私自身の経験も確かにそのとおりかもしれません。自分が人類学を学んできたのでそういう心づもりでコミュニティーと接しているのかもしれませんが、考古学出身の日本人研究者を見ていると分け隔てがない感じがします。無形文化遺産の制度に関わっている中で、日本的な発想が生かされることはあり得るのでしょうか。

岩崎 私自身があまり日本人的ではないかもしれませんが、無形文化遺産保護条約をつくった、初期に関わった人たちは文化人類学系の人たちです。日本には民俗学という非常に立派な学問があり、それが既に体系化されているため、無形文化遺産保護条約の根本で

ある、継承者自身が主役と捉える発想があまり浸透していない気がします。北米で人類学の教育を受けた私のような人間は、日本社会の民俗学の教育となじめない部分があります。それが日本的/非日本的なものかどうか分かりませんが、私自身が日本社会の中で常に違和感を覚えています。

関 日本的な発想がむしろ逆効果ということなのかもしれません。確かに、先住民に対する態度が非常に厳しい北米やオーストラリア、ニュージーランドのような社会と日本の社会は随分と違います。それが無形文化遺産の登録作業などにマイナスの効果を発揮する可能性は、無きにしもあらずかもしれません。その意味では、岩崎さんのような発想の方が関わっていたほうがよっぽどうまくいく気がします。

そろそろ時間なので、パネルディスカッションを終了しますが、最後に何か発言したい方はいますか。

稲垣 話の中で言い忘れていましたが、ホイアン日本橋の修理を始めるときに、友田先生の推薦でホイアン市が住友財団に申請されて、立派な報告書が出されました。それを私の発表の中で触れていなかったので、一言加えておきます。

関 有難うございます、大事なことですね。時間になりましたので、これにてパネルディスカッションを終了します。拙い司会でありましたが、本日は雨の中、文化遺産国際協力コンソーシアムの第33回研究会『文化遺産保護の国際動向』にお越しいただきありがとうございました。発表者の皆さんにおかれましては長時間、拘束してしまい、申し訳ありません。あらためて発表者の皆さんに温かい拍手をお願いします。本日は、どうも有難うございました。



閉会挨拶

文化遺産国際協カコンソーシアム事務局長の友田正彦です。長時間にわたり、コンソーシアムの第33回研究会『文化遺産保護の国際動向』にご参加いただき、主催者を代表してお礼を申し上げます。まとめが必要かどうか分かりませんが、私の感想を含めて、少し振り返ってみたいと思います。

国際動向をテーマに取り上げた研究会は4年ぶりの開催となります。前回までは基本的に、国際条約等に関わる最近の動向について何本か発表をしてもらうような、一方的的な情報提供に近い形でした。今回は、それに日本の国際協力という視点を加えるとともに、ディスカッションも行う構成としました。久しぶりの開催でもあり、最近の動向に関する新しい情報がいろいろと得られました。それ自体が非常に有意義であったとともに、トレンドを知ることが条約やその背景にある社会との関係も含めて大きなインパクトを持っていることをあらためて実感しました。

日本の場合、文化財保護の制度が比較的早くから整備、充実しているのですが、他の国が何をしているかを意識することや、国際機関が言ったことに敏感に反応することは、それほどないような気がします。これがいったん海外に出ると、特に発展途上国においては、保護制度自体が国際的な動向を非常に敏感に意識しながら整備、改善されていることを強く実感します。私たちが海外に出て仕事をするとき、国際的にどのような議論がされているかを知りながら、それが相手国に対しても一定のインパクト

を持っていることを意識しなければなりません。そのような意識を持つこととともに、限られたリソースを活かしながらいかに有益な国際協力につなげていくのかという視点も重要だと感じました。

ディスカッションでは、さまざまなテーマが取り上げられました。文化遺産国際協力という分野は、それ自体が単独で存在するわけではありません。まさにホイアンの事例が代表的ですが、地域の発展や経済的な効果など、さまざまな分野と密接にリンクしながら事業が行われているケースが大半だと理解しています。その意味で、友田博通先生にしても、文化財に対する愛着、その土地の人々への愛着が第一のモチベーションとしてあると同時に、さまざまな立場のステークホルダーの思いや意図を汲みながらいかに文化財保護をうまく位置付けていくのかに尽力されてきたのだと理解しました。国内のドナーも含めて、私たちが文化遺産分野での国際協力を進めていく中で事業自体の持続可能性を確保していく上では、多様な視点や分野に目配りをするのが非常に重要です。

冒頭の岡田副会長の開会挨拶にもあったように、コロナ禍が一段落して対面での開催ができるようになったのは非常に喜ばしいことです。一方で、コロナ禍の間における人的往来の制約が緩んだこととリンクするのかどうか分かりませんが、昨年来、ロシアによるウクライナへの侵攻があり、先月からはパレスチナで風雲急を告げるような情勢が見られます。当然ながら、ロシア、ウクライナ、イスラエル、パレスチナにもそれぞれ素晴らしい文化があります。この場を借りて、一刻も早く戦火が止み、豊かな文化を持つ者同士の人的な交流が再び活発に行われる日が一日も早く訪れることを祈念して、本会を締めたいと思います。

最後に、文化遺産国際協カコンソーシアムでは、年明けに世界遺産条約制定50周年記念シンポジウムを開催します。正確には昨年在50周年に当たりますが、その節目にこれまでを振り返るとともに、日本がどのような貢献をしてきたか、日本の文化財保護に世界遺産がどのように関わってきたかを考える内容を予定しています。外務省の招へいによりユネス



友田 正彦 (ともだ まさひこ)
文化遺産国際協カコンソーシアム事務局長

コからもエルネスト・オットーネ文化担当事務局長補に登壇いただきます。文化庁と外務省、文化遺産国際協カコンソーシアムの三者共催にて1月20日に京都大学で行いますので、ご参加いただければ幸いです。

少し横道に逸れましたが、本日ご参加の皆様、特に登壇者各位に主催者を代表してあらためて感謝を申し上げます。どうも有難うございました。

文化遺産国際協力コンソーシアム第33回研究会
「文化遺産保護の国際動向」報告書

Report on the 33rd Seminar
“International Trends in Safeguarding Cultural Heritage”

2024（令和6）年3月発行
March 2024

発行：文化遺産国際協力コンソーシアム
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所内
Tel：03-3823-4841 / Fax：03-3823-4027
<https://www.jcic-heritage.jp/>
編集担当：五嶋 千雪（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局）

Published by :
Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage
C/O Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage
Tokyo National Research Institute for Cultural Properties
13-43, Uenokoen, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan
Tel: +81-(0)3-3823-4841 / Fax: +81-(0)3-3823-4027

Edited by :
GOSHIMA Chiyuki
(Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)
*個人的な利用を目的として印字・保存等、その他著作権法により認められる場合を除き、著作物等の事前の許諾なしに、複製、公衆送信、改変、頒布、他のウェブサイトに転載する等の行為は著作権法により禁止されています。



JCIC-Heritage